

北海道浄化槽事務ガイドブック

平成21年6月

(平成29年3月改訂)

北海道環境生活部
北海道建設部

はじめに

公共用水域の水質汚濁の要因としては、工場・事業場等からの排水や、降雨等に伴う山林・農地・市街地からの流出水の他、一般家庭からの生活排水が挙げられているが、工場・事業場からの排水については水質汚濁防止法で厳しく規制されていることを考えると、今後は生活排水対策への取組が重点的に求められてくるが、本道においては、平成27年度末現在で、538万人のうち5.0%に当たる約27万人の生活排水が未処理のまま放流されている。

生活排水を処理する施設としては、下水道、農業・漁業集落排水施設、浄化槽があり、道ではこれらの施設整備を所管する各部が連携して、生活排水処理施設整備推進のための都道府県構想として既存の「全道みな下水道構想リニューアルプラン」を平成23年度に見直し、「全道みな下水道構想Ⅲ」を策定し、「道民みな下水道化＝生活排水処理100%」の早期実現に向けて、各種の取組を行っている。

特に、合併処理浄化槽は、下水道と同等の機能、経済的、短期間施工、人口変動に対応、地震に強い、健全な水循環に寄与するなどの特長を有し、下水道や集落排水処理施設での整備が効率的でない地域において、今後ますますその役割は重要になってくると考えられる。そのため、適正な管理のもと、浄化槽本来の性能が発揮され、公共用水域の保全に寄与できるよう、浄化槽の設置から維持管理、廃止までの一連の事務について、「浄化槽法」及び「北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」などの規定の運用に当たり、知事が所管する事務処理や基本的な事務処理をお示しするものである。

目 次

ページ

I	総則	1
II	浄化槽に関する事務処理	2
第1	浄化槽の設置等	2
1	設置する浄化槽	
2	設置に関する事務手続	
第2	浄化槽の維持管理	1 1
1	報告の徴収等	
2	指導、改善措置命令等	
第3	浄化槽の水質に関する検査	1 2
1	検査制度の周知	
2	検査実施計画	
3	未受検者への指導	
4	新設浄化槽等の情報提供	
第4	その他	1 3
1	無届浄化槽の連絡及び取扱い	
2	構造上欠陥のある浄化槽の取扱い	
3	休止浄化槽の取扱い	
4	浄化槽台帳の整備及び浄化槽設置（廃止）状況等の把握	
5	浄化槽設置基数等の報告	
6	浄化槽に係る行政処分等の件数の報告	
7	浄化槽関係書類の保存期間	
III	浄化槽工事業及び浄化槽保守点検業者の登録等に関する事務処理	1 4
第1	浄化槽工事業者の登録、届出等	1 4
1	浄化槽工事業者に関する事項	
2	特例浄化槽工事業者に関する事項	
3	浄化槽工事業者の登録簿の閲覧、謄本の交付	
第2	浄化槽保守点検業者の登録等	2 1
1	登録（更新）申請に係る事務	
2	届出等に係る事務	
3	遵守命令、報告徴収、立入検査等	
4	その他	
IV	浄化槽の設計	2 9
第1	浄化槽の性能	2 9
第2	浄化槽の構造	2 9
第3	処理対象人員並びに汚水量及びBOD負荷量	3 0
第4	処理方式の選定	3 0
第5	設置場所その他の留意事項	3 0

V	浄化槽の施工	3 7
第1	浄化槽工事業者及び特例工事業者並びに浄化槽設備士	3 7
1	浄化槽工事業者	
2	特例浄化槽工事業者	
3	浄化槽設備士	
VI	浄化槽の維持管理	3 8
第1	浄化槽管理者	3 8
1	浄化槽管理者の定義	
2	浄化槽管理者の責務	
第2	浄化槽の使用	3 8
第3	浄化槽の保守点検	3 9
1	保守点検に係る留意事項	
2	保守点検基準に係る留意事項	
第4	浄化槽の清掃	4 3
1	清掃に係る留意事項	
2	清掃基準に係る留意事項	
第5	浄化槽保守点検業者及び浄化槽管理士並びに技術管理者	4 6
1	浄化槽保守点検業者	
2	浄化槽管理士	
3	技術管理者	
第6	浄化槽清掃業者	4 8
VII	浄化槽の水質に関する検査	4 9
1	指定検査機関	
2	検査手続	
3	検査内容等	
VIII	様式	5 2
第1	別記様式	
別記様式第1号	浄化槽確認申請（計画通知）設計概要書・浄化槽設置届出書	5 3
別記様式第2号	浄化槽変更届出書	5 6
別記様式第3号	地下浸透放流設備等概要書	5 8
別記様式第4号	浄化槽使用廃止届出書	5 9
別記様式第5号	浄化槽工事業廃業届出	6 0
第2	参考様式	
参考様式1	浄化槽の設置・変更計画の変更・廃止命令書	6 2
参考様式2	浄化槽の設置・変更計画の変更・廃止命令をした旨の通知書	6 3
参考様式3	浄化槽の設置・変更計画について勧告した旨の通知書	6 3
参考様式4	建築基準法第93条第5項による受理した旨の通知書	6 4
参考様式5	使用開始報告書	6 5
参考様式6	技術管理者変更報告書	6 6
参考様式7	浄化槽管理者変更報告書	6 7
参考様式8	維持管理改善事項の通知書	6 8
参考様式9	未受検者指導文書	6 9

参考様式10	未受検者勧告文書	7 0
参考様式11	未受検者措置命令文書	7 2
参考様式12	指導・助言結果記録票	7 3
参考様式13	未受検者指導台帳	7 4
参考様式14	無届浄化槽連絡様式	7 5
参考様式15	浄化槽（休止・使用再開）届出書	7 6
参考様式16	浄化槽設置・廃止状況一覧表	7 7
参考様式17	浄化槽保守点検記録票	7 8
参考様式18	浄化槽清掃記録票	8 2
参考様式19	浄化槽保守点検業務受託簿	8 3

IX 資 料

1	浄化槽法施行細則	8 6
2	北海道建設部手数料条例	8 7
3	浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則	8 8
4	北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	9 0
5	北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	9 4
6	浄化槽法関係罰則一覧	1 0 8
7	生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占有の取り扱いについて	1 1 0
8	「住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針」の策定について (チェックリスト含む)	1 1 2
9	市町村の凍結深度	1 1 4
10	浄化槽法にかかる事務権限の市町村への移譲について	1 1 5
11	いわゆる「放流同意問題」について	1 1 6
12	浄化槽法事務体系	1 1 7

I 総 則

1 このガイドブックは、札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く道内の区域に適用し、上記4市における浄化槽の取扱いについては、それぞれの市が定めるところによる。

ただし、浄化槽工事業に係る登録等に関するものは、全道の区域に適用する。

なお、建築基準法（昭和25年法律第201号）に係る事務については、道が設置する本庁及び総合振興局・振興局建築主事が確認検査を行う場合の取扱いを示すこととし、その他の場合は各行政庁、指定確認検査機関の取扱いによる。

また、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に係る事務のうち、知事の権限を市町村に移譲した事務（資料10参照）については、一定の手続き例を示しているものである。

2 このガイドブックは、浄化槽法第2条第1項に定義する浄化槽及び附則（平成12年6月2日法律第106号）第2条に規定される浄化槽（いわゆるみなし浄化槽）に適用する。

なお、法第2条第1号の浄化槽の定義に係る具体的な取扱いは、次のとおりとする。

(1) 浄化槽に該当しないし尿、雑排水の処理施設

- ① 処理水を公共下水道又は流域下水道に直接放流している処理施設
- ② 処理水を雑用水などとして再利用するため処理施設からの直接の放流がないもの

(2) 施設又は設備の範囲

法の適用範囲は、原則として、建築基準法第31条第2項及び施行令第35条第1項の規定に基づき国土交通大臣が定めた浄化槽の構造方法及び国土交通大臣の認定を受けた構造（以下両者を総称して「構造基準」という。）に相当する部分とする。また、高度処理又は施設改善のために付加された設備についても同様とする。

3 用語の解説

(1) 平成12年浄化槽法改正において、合併処理浄化槽のみが「浄化槽」と定義された。併せて改正時において既に設置されていた単独処理浄化槽については、附則により「浄化槽とみなす」いわゆる「みなし浄化槽」とされ、浄化槽法では「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」という表記は使用されていない。しかし、本書では、それぞれを区別しなければならないときには、みなし浄化槽を「単独処理浄化槽」と、浄化槽を「合併処理浄化槽」と表記する場合がある。

(2) 市町村において浄化槽法に基づく事務を所管する部署（浄化槽担当部局）を「市町村長」と、特定行政庁において建築基準法に基づく事務を所管する部署（建築部局）を「建築主事」と表記する。

Ⅱ 浄化槽に関する事務処理

第 1 浄化槽の設置等

1 設置する浄化槽

- (1) 新設浄化槽
浄化槽を新たに設置（変更）しようとする者（以下「設置者」という。）は、合併処理浄化槽を設置しなければならない。
- (2) 既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
既に単独処理浄化槽を設置している浄化槽管理者は、可能な限りこれを合併処理浄化槽に転換するよう努めなければならない。

2 設置に関する事務手続

- (1) 事務手続の種類
設置者は、次の区分に応じて浄化槽の設置等に関する事務手続が必要である。
 - ① 建築基準法に係る事務手続
建築基準法第 6 条第 1 項の規定により建築確認申請（同法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき民間指定確認検査機関の建築確認、同法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画通知、同法第 87 条第 1 項の規定に基づく用途変更を含む。）を行う場合で、建築物の計画に浄化槽が付帯するときは、確認申請書または計画通知書に浄化槽の形状、構造及び大きさ等を明示した図書（建築基準法施行規則第 1 条の 3）を添付し申請する必要がある。
 - ② 浄化槽法に係る事務手続
次の場合には、浄化槽法に基づく設置届が必要である。
 - a 建築確認を要さない建築物の建築と同時に浄化槽を設置するとき
 - b くみ取り便所を水洗便所に改造し、併せて生活排水を処理するため浄化槽を設置するとき
 - c 建築物の増・改築又は用途を変えるため、浄化槽の構造・規模の変更を必要とするとき（①の場合を除く。）
 - ③ 水質汚濁防止法に係る事務手続
処理対象人員 501 人以上の浄化槽を設置しようとする場合には、①又は②に係る手続の外、水質汚濁防止法に基づく届出も必要である。
- (2) 建築基準法に係る事務（本庁及び総合振興局・振興局建築主事が確認検査を行う場合に限る。）
 - ① 建築確認申請等
建築基準法第 6 条第 1 項及び第 18 条第 2 項（何れの場合も第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく浄化槽の設置に係る申請等の手続は、次のとおりである。（図－1 参照）
 - i) 設置者（建築主）は、確認申請書又は計画通知書に次に定める申請概要書等を 3 部添えて、建設地の市町村長（建築（指導）部局）を経由して、建築主事に提出すること。
 - a 別記様式第 1 号の浄化槽確認申請（計画通知）設計概要書（以下「申請概要書」という。）
 - b 浄化槽の構造図・見取図
 - c 法第 31 条第 2 項又は施行令第 35 条第 1 項の認定を受けた場合、認定証の写し（建築基準法第 68 条の 10 第 1 項に基づく型式適合認定書が添付されている場合は本認定証の写しは不要）
 - d 各階の室の用途及び面積を明示した建物平面図
 - e 浄化槽の処理工程図及び容量等の計算書
 - f 別記様式第 3 号の地下浸透放流設備等概要書（地下浸透放流する場合に限る。）

- ii) 建築主事は、建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、適合することを確認したときは確認済証を交付するとともに、申請概要書等1部を返却する。
また、適合しないことを認めるときは適合しない旨の通知書を、適合するかどうかを決定できないときはその旨の通知書を交付する。(この場合、軽微な不備に該当する場合は補正を、また、追加説明が必要な場合は追加説明書の提出を求めることとなる。)
- iii) 建築主事は、浄化槽法第5条第1項の規定に係る事務を所管する市町村長(浄化槽担当部局)に参考様式4に申請概要書等を添えて建築基準法第93条第5項の規定に基づく受理した旨の通知を行うこと。なお、指定確認検査機関にて確認申請書を受理した場合にも、市町村長(浄化槽担当部局)あての通知がされることになっている。
(建築基準法第93条第5項に基づく事務)
- iv) 上記の通知を受けた市町村長は、申請概要書を浄化槽台帳として保管すること。
なお、市町村長は、申請概要書等の内容に関して必要があると認める場合には、特定行政庁又は建築主事等に対して意見を述べるができる。
- v) 設置者は、浄化槽の工事完了前に処理方式、構造物の容量又は同一処理方式内における処理装置の組み合わせに変更を生じた場合は、建築基準法第6条第1項(同法第18条第2項及び第87条第1項の準用規定を含む)の規定に基づく計画変更確認申請書(計画変更通知書)にi)に規定する図書を添えて建築主事に提出すること。
当該建築主事から直前の確認を受けている場合には、申請書等の書面及び添付図書は、変更部分に係るものをもって申請すればよい。
なお、変更の内容が軽微な変更の場合※には、計画変更確認申請は不要であり、直近の中間検査又は完了検査申請書の【確認以降の軽微な変更の概要】欄に記入の上、検査申請すること。
※浄化槽の位置の変更、変更前の処理人槽よりも増加する場合、同処理方式のメーカー変更、公共下水道への変更、認定浄化槽のメーカー変更
- vi) 建築主事がv)の計画変更確認申請書(計画変更通知書)を受理したときは、以下ii)～iv)の手続きによること。
- vii) 上記の事務は、市町村長(建築部局)を経由して行われるものであること。

② 完了検査

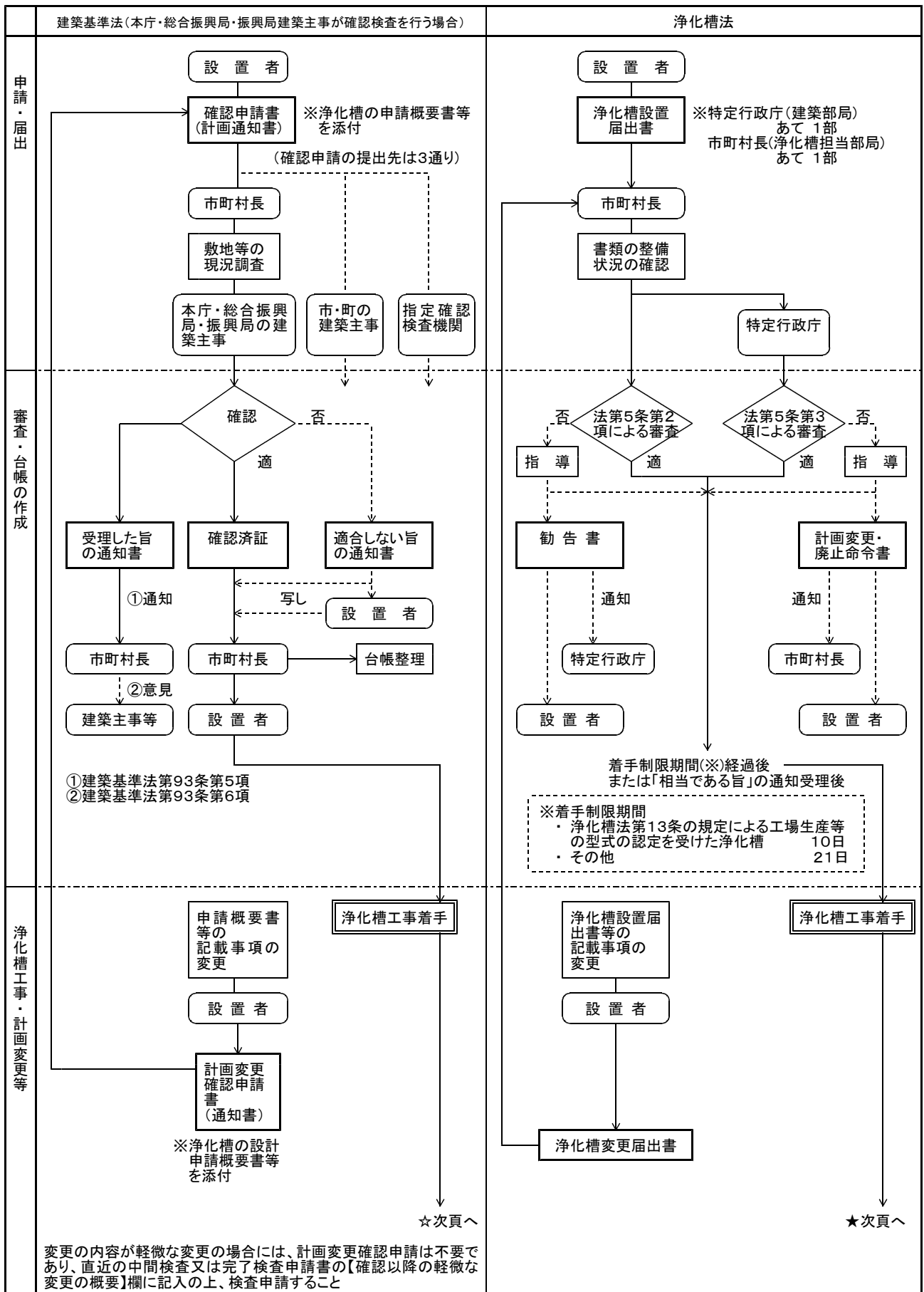
ア 事務手続

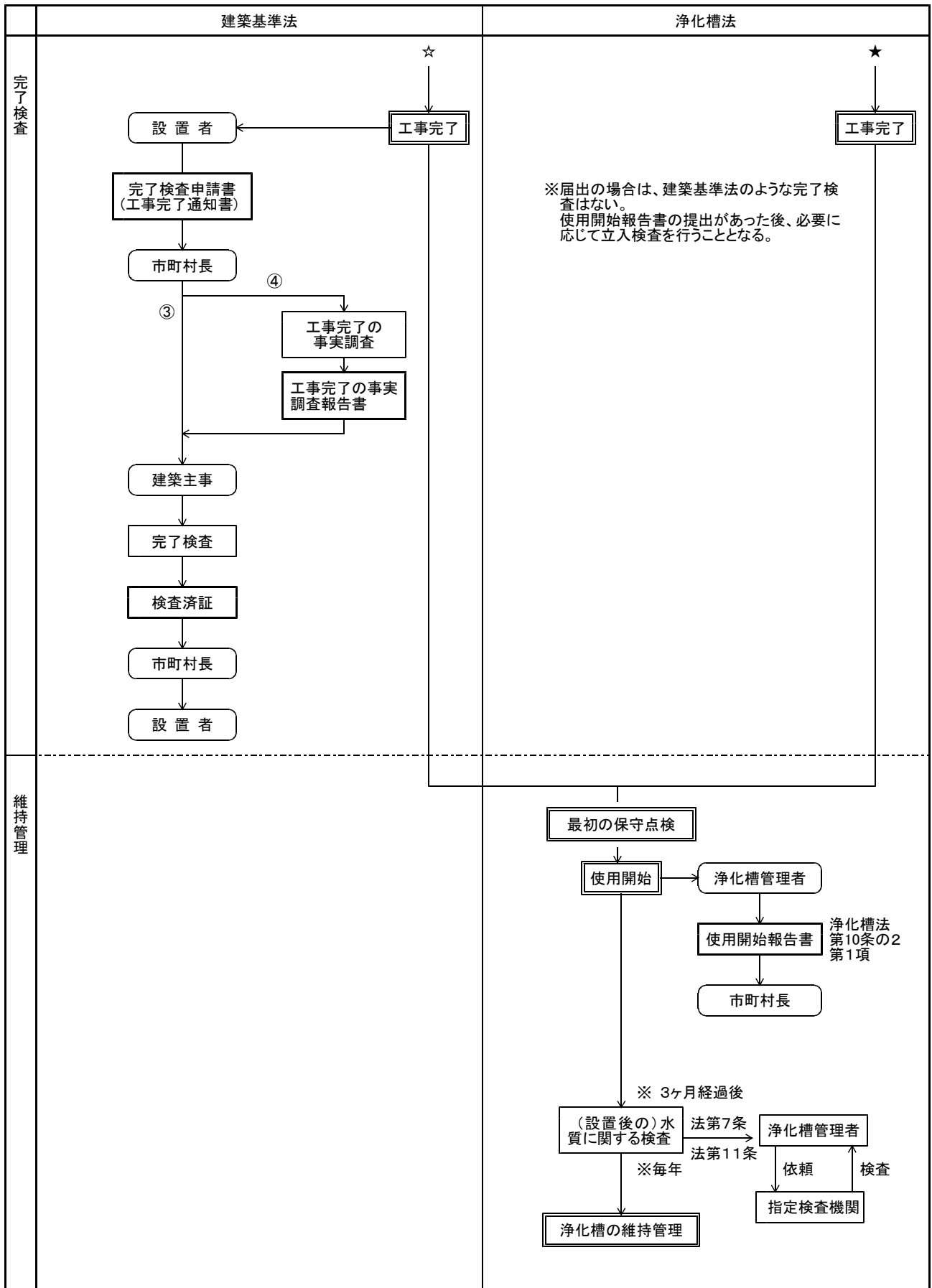
- i) 設置者は、浄化槽が設置された建築物の工事が完了したときは、建築基準法第7条(計画通知は、同法第18条)の規定による建築物の完了検査申請書(法第18条：工事完了通知書)第四面(工事監理の状況)の「建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況」欄に当該浄化槽の施工状況等(処理方式名、メーカー名、人槽規模等)を記載した上で、完了検査申請書を建築主事へ提出すること。(法第87条第1項の場合は、工事完了届を提出すること。)

イ 完了検査方法

- i) 建築主事等は、建築基準関係規定に適合しているかどうか検査を行う。(法第87条第1項の場合、検査は行わない。)
- ii) 施工状況が設計図及び工事仕様書と異なっている場合には、検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、必要な措置をとらせること。
- iii) 受検に際し、あらかじめ清掃を実施させ、槽内の水又は雑物の入らない状態にさせておくこと。
- iv) 検査を実施するときは、検査前に24時間の水張りによる漏水試験を完了し、その結果を記録し、保存するよう指導すること。
- v) 検査は、工事監理者、施工業者を立ち合わせ行うこと。また、浄化槽技術管理者、保守点検業者等を立ち合わせることが望ましい。
- vi) 計画変更確認申請が必要でない軽微な変更が確認された場合で、かつ必要と認められる場合は、変更事項について浄化槽担当部局に通知することが望ましい。

図-1 浄化槽の設置等に関する事務処理





③ 建築基準法第6条第1項1号～3号の建築物に係る浄化槽の場合。
 ④ 建築基準法第6条第1項4号の建築物に係る浄化槽の場合。

(3) 浄化槽法に係る事務（事務処理の例）

① 事務手続及び留意事項

ア 事務手続

法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の設置等の届出に係る事務手続は、次のとおりである。（図－1参照）

- i) 設置者は、特定行政庁あてと市町村長あての届出書を各1部、市町村長（浄化槽担当部局）に提出すること。届出書は、別記様式第1号（浄化槽設置届出書。以下「設置届出書」という。）又は別記様式第2号（浄化槽変更届出書。以下「変更届出書」という。）によることとする。
- ii) 市町村長は、届出書の記載事項等書類の整備状況を審査し、適当と認めた場合は、特定行政庁あての届出書を表－1の区分により直ちに当該特定行政庁に送付すること。
なお、届出書等が不相当である場合は、速やかに返却すること。また、返却後再提出された届出書は、新たな届出として取り扱うこと。
また、特定行政庁あての届出書の受理年月日は、市町村長が届出書を収受した日とする。
- iii) 特定行政庁は、届出書について法第5条第3項による構造審査を行う。
構造審査の結果、届出の内容が構造基準に適合していないと認めるときは、設置者に対し法第5条第3項に基づく浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を参考様式1により命ずる。この場合、特定行政庁は、市町村長に参考様式2に当該命令書の写しを添えてその旨を通知すること。
- iv) 市町村長は、届出書について法第5条第2項による審査を行う。
また、その必要を認めるときは、設置者に対し、勧告することが出来る。この場合、市町村長は、特定行政庁に参考様式3に当該勧告書の写しを添えてその旨を通知すること。
- v) 市町村長は、iv)の審査の結果、内容が適当と認めるときは、届出書を浄化槽台帳として保管すること。
- vi) 設置者は、法第5条第2項の規定による着手制限期間（※）を経過した後、浄化槽工事に着手することができる。

※着手制限期間（法第5条第2項）

①浄化槽法第13条の規定による工場生産等の型式の認定を受けた浄化槽	10日
②その他	21日

イ 留意事項

- i) 浄化槽の性能及び構造に関する照会、協議等は、特定行政庁において行われるべきものであること。
- ii) 変更届については、変更後の施設全体に対して変更届出時点の構造基準が適用されるものであること。
- iii) 特定行政庁の計画変更命令若しくは市町村長の勧告に従い届出内容を変更した場合又は浄化槽工事の着手前若しくは工事中に届出書の記載事項等に変更を生じた場合は、新たに法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の設置（変更）の届出を要するものであること。
また、市町村長は、上記による新たな届出をした設置者及び特定行政庁の計画廃止命令に従って浄化槽の設置等を取りやめた設置者に対して、先の届出を取り下げるよう指導すること。
- iv) 市町村長は、アのiv)の審査に当たって、IV－第5の2①、3、4①～④を勘案すること。

② 変更届の要否

浄化槽の構造又は規模の変更届での要否は、次のとおりであること。

（表－2 変更届の要否欄参照）

- i) 処理方式を変更するときは、変更届を要する。
処理方式とは、構造基準におけるものであり、これを変更するとは、当該基準で定められた設備等の組み合わせを変えることをいうものであること。

- ii) 構造基準に定めのない前処理設備や三次処理設備の設置は、処理方式の変更に該当しないものであること。
- iii) 処理対象人員又は日平均汚水量が直近の確認申請書又は設置（変更）届出書に記載した値に対して、10%以上変わるときは、変更届を要する。
処理対象人員とは、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A3302）」（以下「J I S A3302」という。）により算出したものであること。
- iv) 機器、装置の交換やばっ気方式の変更など処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴わないものは変更届を要しない。

なお、建築用途の変更などがあった場合は、処理対象人員を確認し、必要に応じ規模の変更を行うこと。

また、変更届出書の提出を要しない、記載事項の変更など軽微な変更の場合であっても、変更の内容を掌握していることが望ましい。

表－１ 特定行政庁の区分

平成28年4月1日現在

	届出書を受理した市町村	構造審査をすべき特定行政庁
特定行政庁	室蘭市、苫小牧市、帯広市、釧路市、北見市、江別市	同 左
限定特定行政庁	(石狩)石狩市、北広島市、千歳市、恵庭市、当別町、(渡島)北斗市、(後志)余市町、(空知)岩見沢市、滝川市、砂川市、深川市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、長沼町、(上川)名寄市、士別市、富良野市、上富良野町、東神楽町、(留萌)留萌市、(宗谷)稚内市、(オホーツク)網走市、紋別市、美幌町、遠軽町、(胆振)登別市、伊達市、白老町、(十勝)音更町、芽室町、幕別町、(釧路)釧路町、厚岸町、(根室)根室市、中標津町	建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物に係る浄化槽である場合は、同左。 第6条第1項第4号に規定する建築物以外の建築物に係る浄化槽である場合は、知事（本庁建設部住宅局建築指導課又は総合振興局・振興局の建設行政室建設指導課若しくは産業振興部建設指導課（以下「総合振興局・振興局建設指導課」という。））
	その他の市町村	知事（本庁建設部住宅局建築指導課又は総合振興局・振興局建設指導課）

- (4) 申請概要書及び設置届出書の記載要領等
申請概要書及び設置届出書の記載要領、記載事項の留意事項については、表－2のとおりであるので、必要に応じて設置者に対する指導を行うこと。
- (5) その他
浄化槽の設置工事に起因して浄化槽が正常に機能しないなどの不具合に対応するため、浄化槽設置者と工事業者が締結する契約書中に、浄化槽法第7条に規定する水質検査の結果において、浄化槽の設置工事に起因する「不適正」結果が示された場合には、工事業者の責任において、工事のやり直しなどの対応を処するべきの条項を盛り込むよう、設置者及び工事業者双方に指導することが効果的である。

表－２ 申請概要書及び設置届出書の記載要領等

記載事項		記載要領	必要性	変更届の要否※
・申請概要書、設置届出書の区分		該当しない方を消す。	・申請の届出の別を記録 ・統計上の必要	
・設置者		法人にあつては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入する。	・虚偽の届出や着手制限期間内に着工した者に対する罰則の適用等	再提出
1 設置場所		建物の名称が明らかである場合は、それも併せて記入する。	・設置場所の状況等の確認 ・浄化槽の維持管理に関する監視、指導	位置の変更×
2 種類	(1)構造方法等①国土交通大臣が定めた方式による場合	設置する浄化槽が国土交通大臣が定めた方式（構造例示型）の場合は、告示基準の番号及び方式名を記入する。	・構造審査 ・保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準の適用 ・変更届の要・不要の判断	○
	(1)構造方法等②国土交通大臣の認定を受けた場合	設置する浄化槽が建築基準法第31条第2項又は建築基準法施行令第35条第1項に規定する国土交通大臣の認定を受けた方式（大臣認定型）の場合は、方式名や認定番号等（建築基準法第68条の25）を記入する。		
	(2)型式等①型式適合認定番号等	設置する浄化槽が建築基準法第68条の10に基づく型式適合認定を取得している場合は、認定番号等を記入する。		
	(2)型式等②型式認定番号等	工場生産の浄化槽又は外国の工場で生産され輸入された浄化槽を設置する場合は、浄化槽法第13条第1項に基づく型式認定番号等を記入する。		
3 処理の対象		単独処理浄化槽の場合は、右空欄にその旨を記入する。	・構造審査 ※原則単独の場合はあり得ない	○
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途等	① 建築物の用途	J I S A3302の建築用途の区分により記入する。	・特定行政庁の確認 ・変更届の要・不要の判断	△用途や面積の変更により、必要な場合有り
	② 構造	該当事項を○で囲む。		
	a 階数			
	b 延べ面積			

※「変更届の要否」については、浄化槽設置届出にのみ適用。建築確認申請物件については要確認。

記載事項		記載要領	必要性	変更届の 要否※	
5 処理対象人員等	① 処理対象人員	J I S A3302により記入する。	<ul style="list-style-type: none"> ・技術管理者設置の要 ・不要の判断 ・変更届の要・不要の判断 	10%以上の変更は○	
	② 処理対象汚水量				
6 処理能力	① 処理対象人員	設置する浄化槽の処理能力を記入する。	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届の要・不要の判断 	増 × 減 ○ 極端な増は○	
	② 日平均汚水量	設計汚水量を記入する。			
	③ BOD除去率		<ul style="list-style-type: none"> ・性能の適否を判断 		5に準ずる
	④ 放流BOD濃度				
7 放流先又は放流方法		該当する事項を○で囲む。	<ul style="list-style-type: none"> ・放流先の適否の確認 	× 地下浸透の場合○	
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号、届出番号		建設業の許可番号や浄化槽保守点検業の登録番号を記入しないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な浄化槽工事の確保 ・施工状況の確認 	× (連絡を受けることが望ましい)	
9 保守点検を行う予定の浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び登録番号			<ul style="list-style-type: none"> ・適正な保守点検、管理の確保 	× (連絡を受けることが望ましい)	
12 付近の見取図		建物及び浄化槽の設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物が明示されたものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・設置位置の明確化と記録 		
13 その他特記すべき事項		処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入する。			
・添付書類	構造図・見取図	水平断面図、縦横断面図及び部分詳細図等で、主要な部分の名称及び寸法の記入があり、槽内又は室内の構造が明示されたもので、配管図を含むものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・構造審査 		
	建物平面図	各階の室の用途及び面積等が明示されていること。			

※「変更届の要否」については、浄化槽設置届出にのみ適用。建築確認申請物件については要確認。

記 載 事 項		記 載 要 領	必 要 性	
・ 添 付 書 類	処理工程図	各槽又は各室の配置並びに汚水、汚泥及び空気の流れ等を明示したものであること。(型式認定浄化槽以外の浄化槽に限る)		
	容量等の計算書	各槽又は各室の容量、各部の材質、送風機の型式及び性能等を明記したものであること。(型式認定浄化槽以外の浄化槽に限る)		
	地下浸透放流設備等概要書	設置者自ら設置場所の状況を確認し、地下浸透放流の是非を判断したものであること。(地下浸透放流する場合)		・ 構造審査 ・ 地下浸透放流に関する責任の所在の明確化
	J I S の た だ し 書 き に 基 づ く 処 理 対 象 人 員 算 定 チェック リ ス ト	「住宅に設置する浄化槽の処理対象人員の算定方法の取り扱い方針」に基づき、記入する。		・ 構造審査 ・ 実情に添った処理対象人員の算定
変 更 届	2 設置届出等の年月日	設置届出、確認申請又は計画通知した年月日を記入させること。	・ 既設浄化槽の概要の確認	
	3 変更の内容等	変更の理由及び変更の内容を具体的に記入させること。	・ 構造審査	
	上記以外の記載事項	申請概要書、設置届出書と同じ。		
市町村 記入欄	付近の見取図	見取図を貼付する。		
	特定行政庁	建築基準法第93条第5項の規定による通知又は届出書のあて先により記入すること。	・ 浄化槽の構造に関する事項を審査した機関を記録し、構造上の欠陥のあるものについて連絡する。	
	単位の装置の種類等	構造図、処理工程図等から該当するものを○で囲むこと。	・ 保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準の適用	
	浄化槽管理者	使用開始報告又は浄化槽管理者変更報告により、設置者と浄化槽管理者が異なることとなった場合は、表面の設置者の下の(浄化槽管理者)を消し、この欄に必要な事項を記入することとする。	・ 浄化槽の維持管理に関する責務を負う者を明らかにする。	
	技術管理者	使用開始報告書又は技術管理者変更報告書により記入する。	・ 浄化槽の保守点検及び清掃の業務を統括する者を明らかにする。 (処理対象人員が501人以上の浄化槽に限る。)	

第2 浄化槽の維持管理

ここでは、浄化槽の保守点検（法第2条第3号）と浄化槽の清掃（法第2条第4号）とを総称して「浄化槽の維持管理」という。また、その技術上の基準（法第4条第7項及び第8項）を、ここでは「維持管理基準」という。

1 報告の徴収等

- i) 市町村長は、浄化槽法第10条の2各項の規定に基づき、浄化槽の使用開始、技術管理者の変更または浄化槽管理者の変更について、参考様式5～7を参考に報告書を提出させ、台帳を整理すること。
- ii) 市町村長は、浄化槽の使用を廃止した浄化槽管理者に対し、浄化槽法11条の2の規定に基づき、別記様式第4号の浄化槽使用廃止届出書を提出させ、台帳を整理すること。
なお、知事が、知事が受理をするべき浄化槽使用廃止届出書（その権限の移譲をしていない市町村分の届出書）を受理した場合には、その写しを当該浄化槽が設置されていた区域の市町村長に回付することとし、市町村長は受理した写しに基づき、台帳を整理すること。
- iii) 市町村長は、上記i)及びii)の報告書を提出しない浄化槽管理者に対して、法第53条第1項の規定に基づき報告の徴収を行うこと。
- iv) 市町村長は、法第7条第1項及び第11条第1項に基づく浄化槽の水質に関する検査（以下「水質検査」という。）を行う指定検査機関から、水質検査の結果の報告があった場合は、内容を確認し、必要に応じ台帳を整理すること。
なお、この水質検査の結果の報告については、その権限の移譲を受けている市町村にとっては、法第7条第2項及び第11条第2項に基づく指定検査機関からの報告であり、その権限の移譲を受けていない市町村にとっては、昭和63年9月12日衛浄第56号厚生省生活衛生局水道環境部長通知に基づく報告である。

2 指導、改善措置命令等

- i) 市町村長は、浄化槽に関する苦情等があったときは、その状況等を確認すること。
- ii) 市町村長は、1のiv)の水質検査の結果の報告並びに保守点検業者及び清掃業者から提出される保守点検・清掃それぞれの記録票、前項その他によって浄化槽の維持管理等が不適正であると認めるときは、浄化槽管理者等に対し、必要な改善措置を講ずるよう指導するとともに、その結果を報告させること。
- iii) 市町村長は、浄化槽の維持管理について、前項の指導にもかかわらず改善が認められないなど、その必要を認めるときは、浄化槽管理者に対し、維持管理改善事項を参考様式8等を参考に通知すること。
- iv) 市町村長は、前項に係る浄化槽の維持管理の改善が実行されず又は不完全であり、維持管理基準に従って浄化槽の維持管理が行われていないと認めるときは、法第12条第2項に基づき浄化槽の維持管理について必要な改善措置を命じ又は当該浄化槽の使用の停止を命ずることとする。
なお、浄化槽保守点検業者に対して改善措置を命令する必要があるときは、必要に応じ、総合振興局長・振興局長に連絡し、協議すること。また、浄化槽保守点検業者に改善命令を行った場合は、その写しを総合振興局長・振興局長に提出すること。
- v) 浄化槽の維持管理等が不適正である原因が浄化槽の構造面に及ぶ場合又は改造計画が浄化槽の構造の変更等に伴うものであるときは、特定行政庁に連絡すること。

第3 浄化槽の水質に関する検査

法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査は、平成19年8月29日環境省告示第64号による検査項目、方法等に依り行うこととしたものであり、知事及び市町村長は、浄化槽管理者への通知、指導並びに指定検査機関に関する協力等について下記に留意すること。

1 検査制度の周知

知事及び市町村長は、浄化槽の水質に関する検査制度について、浄化槽管理者に対する周知に努めること。

2 検査実施計画

浄化槽の水質に関する検査を円滑かつ合理的に実施するため、指定検査機関において地域ごとの検査実施計画を毎年度定めているので、市町村長は、指定検査機関と密接な連携を保つこと。

3 未受検者への指導

i) 市町村長（知事が行うべき市町村においては知事。以下iii)まで同じ。）は、第2の1iv)の指定検査機関からの水質検査の結果報告等により、水質検査を受検していないと認める浄化槽管理者に対して、法第7条の2及び第12条の2各第1項の規定に基づき、参考様式9などによる文書、電話、戸別訪問等の手段により、水質検査を受検するよう指導及び助言を行う。

なお、指導・助言の経過については、参考様式12及び13等により記録しておく。

ii) 市町村長は、上記i)の指導及び助言にもかかわらず水質検査を受検していないと認める場合で、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対して、期限を定めて、水質検査を受検するよう参考様式10などにより勧告することができる。

iii) 市町村長は、上記ii)の勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合は、期限を定めて、参考様式11などにより、勧告に係る措置をとるべき事を命ずることができる。

4 新設浄化槽等の情報提供

法第7条による設置後等の水質検査が円滑に実施されるようにするため、市町村長は、第4の4により作成した浄化槽設置・廃止状況一覧表の写しを、浄化槽管理者の承諾を得て、四半期ごとに指定検査機関に送付すること。

第4 その他

1 無届浄化槽の連絡及び取扱い

- i) 指定検査機関、保守点検業者及び清掃業者は、必要な届出（浄化槽設置（変更）届、浄化槽管理者変更届等）が行われていないおそれがあると認められる浄化槽を発見した場合には、当該浄化槽が設置されている区域の市町村長に対して、参考様式14若しくはその他の方法でその旨を連絡すること。
- ii) 上記i)により連絡を受けた市町村長は、必要な調査を行い、設置（変更）に関し無届であった場合には、届出の遅滞に関する理由書を添付した設置（変更）届出書を速やかに出させるとともに、第1の2(3)により、手続を行うこと。
なお、設置届が無届であった場合の構造基準は、着工時点のものでやむを得ないものであること。
また、当該浄化槽の設置時における手続きが不明で、かつ浄化槽台帳も保管されていないものについては、その施設概要等に関し設置届出に準じて報告を求めること。

2 構造上欠陥のある浄化槽の取扱い

構造上欠陥のある浄化槽の改善指導等については、特定行政庁において行われるべきものであるため、当該浄化槽を発見した場合は、その旨を特定行政庁に連絡すること。

3 休止浄化槽の取扱い

市町村長は、概ね1年以上にわたる長期に浄化槽を休止させる浄化槽管理者に対し、参考様式15の浄化槽休止届出書を提出させ、また、使用を再開する場合には、浄化槽使用再開届出書を提出させることなどにより、浄化槽の使用の実態を把握することが望ましい。

4 浄化槽台帳の整備及び浄化槽設置（廃止）状況等の把握

市町村長は、浄化槽設置（変更）届出書及び建築基準法第93条第5項の規定による受理した旨の通知書を受領したとき、浄化槽の使用の廃止を確認したとき、並びに浄化槽の休止の状況を確認した場合には、参考様式16の浄化槽設置・廃止状況一覧表に所定の事項を記入し、管内の浄化槽設置・廃止等の状況を常に把握しておくことが望ましい。

5 浄化槽設置基数等の報告

市町村長は、前年度末における浄化槽設置基数並びに前年度における浄化槽設置件数及び廃止件数を、環境省が実施する浄化槽行政組織等調査において、通知される期日までに総合振興局長・振興局長に報告すること。
なお、浄化槽行政組織等調査が実施されない場合は別途通知するので、それによること。

6 浄化槽に係る行政処分等の件数の報告

市町村長は、前年度における浄化槽に係る行政処分等の件数を、毎年度総合振興局長・振興局長から通知される期日までに、毎年度示される様式により総合振興局長・振興局長に報告すること。

7 浄化槽関係書類の保存期間

浄化槽関係書類の保存期間は、次によることを標準とする。

- i) 浄化槽設置（変更）届出書 3年
- ii) 浄化槽使用開始等報告書 1年
- iii) 浄化槽管理者（技術管理者）変更届 3年
- iv) 浄化槽使用廃止届出書 3年
- v) 指定検査機関からの水質検査結果報告 3年
- vi) 浄化槽台帳 永年
- vii) 浄化槽関係例規 永年
- viii) 浄化槽関係資料 3年

Ⅲ 浄化槽工事業業者及び浄化槽保守点検業者の登録等に関する事務処理

第 1 浄化槽工事業業者の登録、届出等

道内の区域において、浄化槽工事業を営もうとする者は、法第21条第1項の規定に基づき知事の登録を受けなければならない。

ただし、次の点に注意すること。

- i) 「浄化槽工事業を行う」とは、浄化槽工事を自ら施工することをいうものである。
したがって、土木一式工事、建築一式工事、管工事等の建設工事を請け負い当該工事に浄化槽工事を含む場合であっても、当該浄化槽工事を他の者に下請けさせる場合は、浄化槽工事業に該当しないものであること。
- ii) 建設業法に基づき土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で、浄化槽工事業を営む者（以下「特例浄化槽工事業業者」という。）は、届出で足りるものであること。
- iii) 道内における営業所の設置の有無にかかわらず、道内の区域において浄化槽工事業を行おうとする場合は、登録を受ける必要があること。（届出についても同様である。）

1 浄化槽工事業業者に関する事項

(1) 登録（更新登録）申請に係る事務

法第21条第1項及び第3項の規定に基づく浄化槽工事業の登録（更新登録）申請に係る事務手続等は、次のとおりであること。（図－2参照）

① 事務手続

- i) 申請者は、必要な事項を記載した申請書（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（以下「国土交通省令」という。）別記様式第1号）に関係書類を添付したものを2部（正本・副本）、知事（窓口は、主たる営業所の所在地を所管する総合振興局・振興局の建設行政室建設指導課または産業振興部建設指導課（以下「総合振興局・振興局建設指導課」という。）、道外に主たる営業所が所在する場合は建設部建設政策局建設管理課）に提出すること。
- ii) 知事は、提出された申請書について、記載事項の適否及び書類の整備状況を審査し適当と認めた場合は、申請書を受理する。
- iii) 知事は、当該申請書について法第24条第1項に掲げる登録拒否要件のいずれにも該当しないと認めた場合は登録簿に所要事項を登録し、直ちにその旨を申請者に通知するとともに、申請書副本に登録番号及び登録年月日を記入し、申請者に返却する。
また、上記登録拒否要件のいずれかに該当すると認めた場合は登録を拒否し、直ちにその旨を申請者に通知する。

② 留意事項

- i) 「証紙貼り付け欄」には、次に掲げる区分により、北海道収入証紙を貼付すること。
 - a 新規の登録を受けようとするとき 1件につき 32,000円
 - b 更新の登録を受けようとするとき 1件につき 25,000円
- ii) 「申請者」の欄には、表－3の区分に応じて、記載、押印すること。

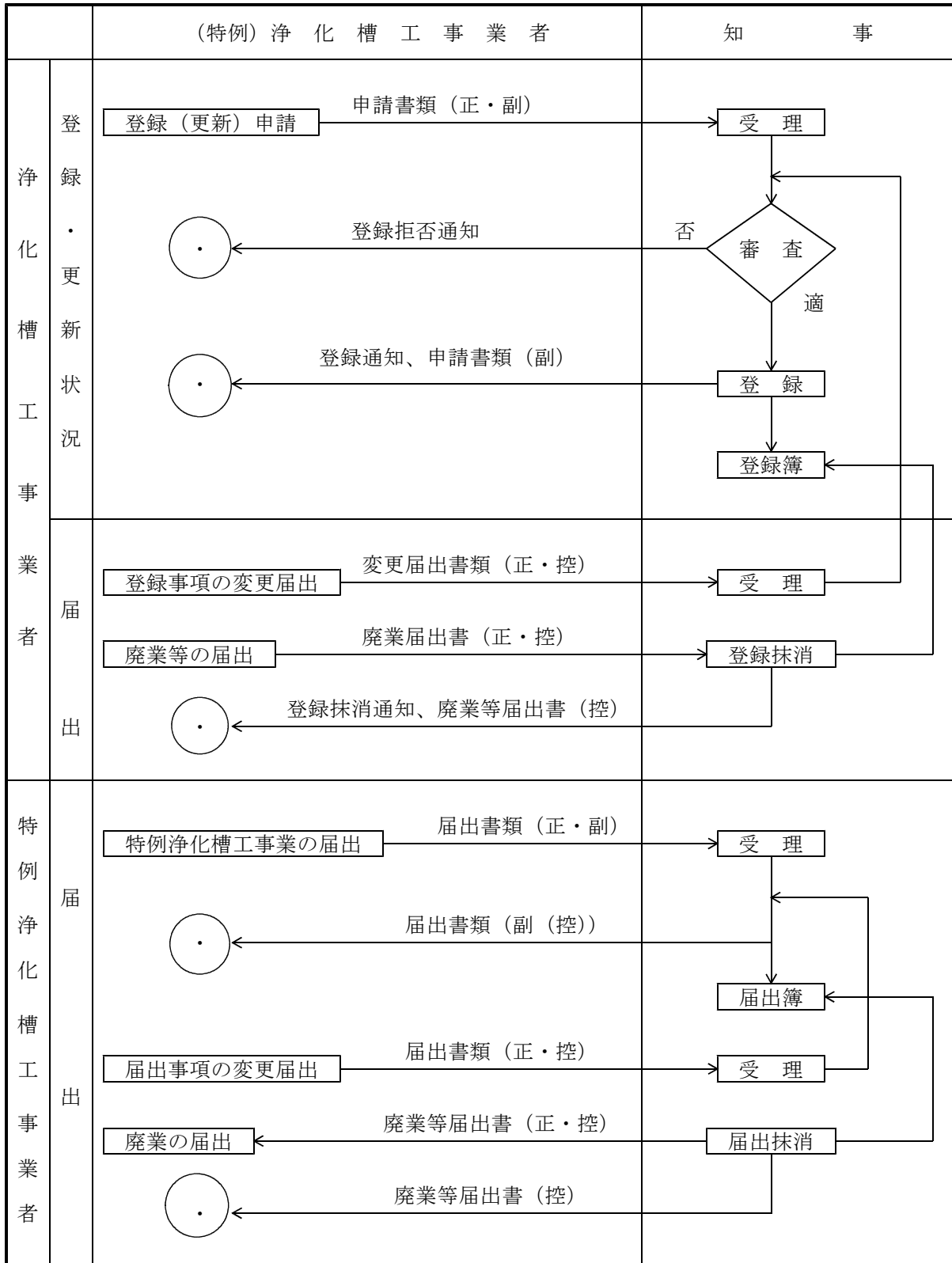
表－3 申請者欄の記載、押印要領

区 分	記 載 事 項	押 印
法 人	商号（名称）、代表者氏名	会社印、代表者印
個 人	商号（名称）、氏 名	申請者の印

- iii) 「役員の氏名及び役名等」の欄には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）を記載すること。

また、役名等については、常勤、非常勤の別を記載すること。

図－２ 浄化槽工事業者の登録及び届出等に係る事務処理



- iv) 「申請時において既に受けている登録」の欄には、更新の登録を受けようとする場合にのみ記入すること。
- v) 「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、他の都道府県において既に受けている登録のほか、登録申請しようとするものについても記載すること。
- vi) 申請書に添付すべき書類は、表-4のとおりであること。
- vii) 前記vi)の書類で申請書の記載事項を確認できない場合に限り、表-4以外~~の~~4以外の書類の提出を求めることがあること。

表-4 登録申請書と添付書類

区分	様式 番号	書類の種類	要否		備考
			法人	個人	
登録申請書	第1号	浄化槽工事業登録申請書	○	○	
添付書類	第2号	誓約書	○	○	工事業登録申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面 申請者が法人であるときはその代表者が、個人であるときはその者が代表して誓約すればよい。
		営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証明する書面	○	○	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
	第3号	工事業登録申請者の調書	○	○	法人にあつては役員等全員の調書、個人にあつては本人又は法定代理人の調書
	第4号	浄化槽設備士の調書	○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員について作成すること。
		浄化槽設備士の住民票の抄本又はこれに代わる書面	○	○	これに代わる書面としては例えば外国人登録法に基づく外国人登録証明書がある。
		登記事項証明書	○		
		工事業登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面		○	これに代わる書面としては例えば外国人登録法に基づく外国人登録証明書がある。

- viii) 「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時浄化槽工事の施工に関する業務を行う事務所をいうものであること。
ただし、浄化槽工事の請負契約の締結のみを行い、具体的な浄化槽工事の施工に関する業務を行っていない本店等は「営業所」に該当しないものであること。
- ix) 登録の有効期間は、新規の登録にあつては登録した翌日から起算して5年間であり、5年目の登録した日に対応する日をもって満了するものであること。また、更新の登録にあつては従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年間であり、5年目の起算日に対応する日の前日をもって満了するものであること。
なお、該当期間の末日が日曜日等であってもその日をもって満了するものであること。

x) 更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日前30日までに登録申請書を提出すること。

(2) 登録事項の変更の届出に係る事務

① 事務手続

i) 浄化槽工事業者は、必要な事項を記載した届出書（国土交通省令別記様式第7号）に関係書類を添付したものを2部（正本・業者用控）、知事（窓口は、主たる営業所の所在地を所轄する総合振興局・振興局建設指導課、道外に主たる事務所が所在する場合は建設部建設政策局建設管理課）に提出すること。

ii) 知事は、提出された届出書について、記載事項の適否及び書類の整備状況を審査し、適当と認めた場合は、届出書を受理する。

iii) 知事は、当該届出書について、法第24条第1項に掲げる登録拒否要件のいずれにも該当しないと認めた場合は、登録簿に所要事項を登録し、直ちにその旨を届出者に通知するとともに、届出書業者用控に受理印を押印し届出者に返却する。

② 留意事項

i) 届出は、法第22条第1項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときに、変更があった日から30日以内に行われなければならないこと。

ii) 変更の届出事項とそれに係る添付書類は、表-5のとおりであること。

なお、変更に係る事項が浄化槽設備士の場合は、当該浄化槽設備士が置かれている営業所の名称についても付記すること。

また、営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の所属する営業所に変更があった場合にも、変更の届出を要するものであること。

表-5 変更の届出事項と提出書類

法人	個人	変 更 事 項	提 出 書 類
	○	氏名又は名称	住民票の抄本又はこれに代わる書面
○		名 称	登記事項証明書
	○	住 所	住民票の抄本又はこれに代わる書面
○		住 所	登記事項証明書
○		代表者の氏名	登記事項証明書
	○	営業所の名称及び所在地	な し
○		営業所の名称及び所在地	商業登記の変更を必要とする場合には登記事項証明書
○		役員等の氏名	登記事項証明書 新たに役員等となる者がある場合には誓約書（国土交通省令別記様式第2号）及び当該役員等の調書（国土交通省令別記様式第3号）
○	○	浄化槽設備士の氏名及び 浄化槽設備士の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 調書（国土交通省令別記様式第4号） (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3) 廃業等の届出に係る事務

① 事務手続

i) 届出は、必要な事項を記載した届出書（別記様式第5号）を2部（正本・業者用控）、知事（窓口は、主たる営業所の所在地を所轄する総合振興局・振興局建設指導課、道外に主たる営業所が所在する場合は建設部建設政策局建設管理課）に提出することにより行う。

ii) 知事は、提出された届出書により登録簿を抹消し、直ちにその旨を届出者に通知するとともに、届出書業者用控に受理印を押し、届出者に返却する。

② 留意事項

- i) 届出は、廃業等をしたときに、30日以内に行わなければならないこと。
- ii) 廃業等の届出事項と届出すべき者は、表－6のとおりであること。

表－6 廃業等の届出

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5 浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員

2 特例浄化槽工事業者に関する事項

(1) 届出に係る事務

法第33条第3項の規定に基づく特例浄化槽工事業者の届出に係る事務手続等は、次のとおりであること。(図－2参照)

① 事務手続

- i) 特例浄化槽工事業者は、必要な事項を記載した届出書(国土交通省令別記様式第11号)に関係書類を添付したものを2部(正本・副本)、知事(窓口は、建設業法第3条第1項の規定により北海道知事の許可を受けている者は主たる営業所の所在地を所管する総合振興局・振興局建設指導課、同規定により北海道知事以外の者から許可を受けている者は建設部建設政策局建設管理課)に提出すること。
- ii) 知事は、提出された届出書について、記載事項の適否及び書類の整備状況を審査し、適当と認めた場合は、当該届出書を受理する。
- iii) 知事は、届出書を受理した場合、届出簿に所要事項を記載するとともに、届出書副本に受領印を押印し、届出番号及び届出年月日を記入のうえ届出者に返却する。

② 留意事項

- i) 届出書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - a 「届出者」の欄には、前記1(1)②ii)に準じて記載すること。
 - b 「他の都道府県知事への届出状況」の欄には、前記1(1)②v)と同様に記載すること。
 - c 「建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業、許可番号及び許可年月日」の欄には、土木工事業、建築工事業及び管工事業のうち許可を取得しているものについて記載し、それ以外の業種については記載を要しないものであること。
- ii) 届出書に添付すべき書類は、次のとおりであること。
 - a 建設業の許可通知書の写し又は許可証明書等
 - b 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
 - c 浄化槽設備士の調書(国土交通省令別記様式第4号)
 - d 浄化槽設備士の住民票の抄本又はこれに代わる書面
(注)「これに代わる書面」とは、例えば、外国人登録法に基づく外国人登録証明書をいう。
- iii) 浄化槽工事業を開始したときは、届出を遅滞なく行わなければならないものであること。
- iv) 「営業所」とは、前記1(1)②viii)のとおりであるが、建設業者では、浄化槽工事業を営む営業所のみが本法の「営業所」であって、すべての営業所が必ずしも本法の「営業所」に該当するものではないので、注意すること。

(2) 届出事項の変更の届出に係る事務

① 事務手続

- i) 特例浄化槽工事業者は、必要な事項を記載した変更届出書（国土交通省令別記様式第12号）に關係書類を添付したものを2部（正本・業者用控）、知事（窓口は、建設業法第3条第1項の規定により北海道知事の許可を受けている者は主たる営業所の所在地を所管する総合振興局・振興局建設指導課、同規定により北海道知事以外の者から許可を受けている者は建設部建設政策局建設管理課）に提出すること。
 - ii) 知事は、提出された届出書について、記載事項の適否及び書類の整備状況を審査し、適当と認めた場合は、届出書を受理する。
 - iii) 知事は、提出書を受理した場合、届出簿に所要事項を記載するとともに、届出書業者用控に受領印を押印し、届出者に返却する。
- ② 留意事項
- i) 届出は、国土交通省令第12条第1項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときに、遅滞なく行わなければならないものであること。
 - ii) 変更の届出事項とそれに係る添付書類は、表-7のとおりであること。
 - iii) 前記ii)の書類で申請書の記載事項を確認できない場合に限り、表-7以外の書類の提出を求めることがあること。

表-7 変更の届出事項と提出書類

法人	個人	変 更 事 項	提 出 書 類
	○	氏名又は名称及び住所	な し
○		名称及び住所	な し
○		代表者の氏名	な し
○	○	建設業法に基づき許可を受けた (1) 業種 (2) 許可番号 (3) 許可年月日	建設業法に基づき許可を受けたことを証する書面（具体的には許可通知書の写し又は許可証明書等）
○	○	浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地	な し
○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し (2) 調書（国土交通省令別記様式第4号）

(3) 廃業等の届出に係る事務

① 事務手続

- i) 届出は、必要な事項を記載した届出書（別記様式第5号）を2部（正本・業者用控）、知事（窓口は、建設業法第3条第1項の規定により北海道知事の許可を受けている者は主たる営業所の所在地を所轄する総合振興局・振興局建設指導課、同規定により北海道知事以外の者から許可を受けている者は建設部建設政策局建設管理課）に提出することにより行う。
- ii) 知事は、提出された届出書により届出簿を抹消するとともに、届出書業者用控に受理印を押し、届出者に返却する。

② 留意事項

- i) 届出は、廃業等をしたときに、遅滞なく行わなければならないこと。
- ii) 廃業等の届出事項と届出すべき者は、前記1(3)②ii)に準じること。

(4) その他

特例浄化槽工事業者が建設業法上の土木工事業、建築工事業及び管工事業の許可のすべてを失った後も引き続き浄化槽工事業を営む場合には、新たな登録が必要であること。

3 浄化槽工事業者の登録簿の閲覧、謄本の交付

- (1) 浄化槽工事業者登録簿の閲覧又は謄本の交付の請求は、必要な事項を記載した請求書（国

土交通省令別記様式第6号)を1部、知事(窓口は建設部建設政策局建設管理課又は各総合振興局・振興局建設指導課)に提出することにより行うこと。

- (2) 請求書「証紙はり付け欄」には、次に掲げる区分により北海道収入証紙を貼付すること。
 - i) 謄本交付請求のとき 用紙1枚につき 680円
 - ii) 閲覧請求のとき 430円
- (3) 閲覧の場所及び閲覧時間等については、「浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則」(資料3)のとおりであること。

第2 浄化槽保守点検業者の登録等

道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）の区域において、浄化槽の保守点検を業として行おうとする者は、北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月16日北海道条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定に基づく知事の登録を受けなければならない。

ただし、次の点に留意すること。

- i) 登録は、浄化槽の保守点検業を受託する前に受けなければならないこと。
- ii) 営利目的の有無、有償無償を問わず、浄化槽の保守点検を特定又は不特定の人を対象に社会性をもって反復継続して行う場合は、業として行う場合に該当すること。
(注) 浄化槽工事業者等が浄化槽の保守点検を浄化槽管理者から受託しても自ら行わず他の者に委託する場合なども該当する。
- iii) 事務所、事業所の所在地が札幌市、小樽市、函館市及び旭川市であっても、保守点検を業として行おうとする場所が道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）の区域である場合は、登録が必要であること。

1 登録（更新）申請に係る事務

(1) 事務手続

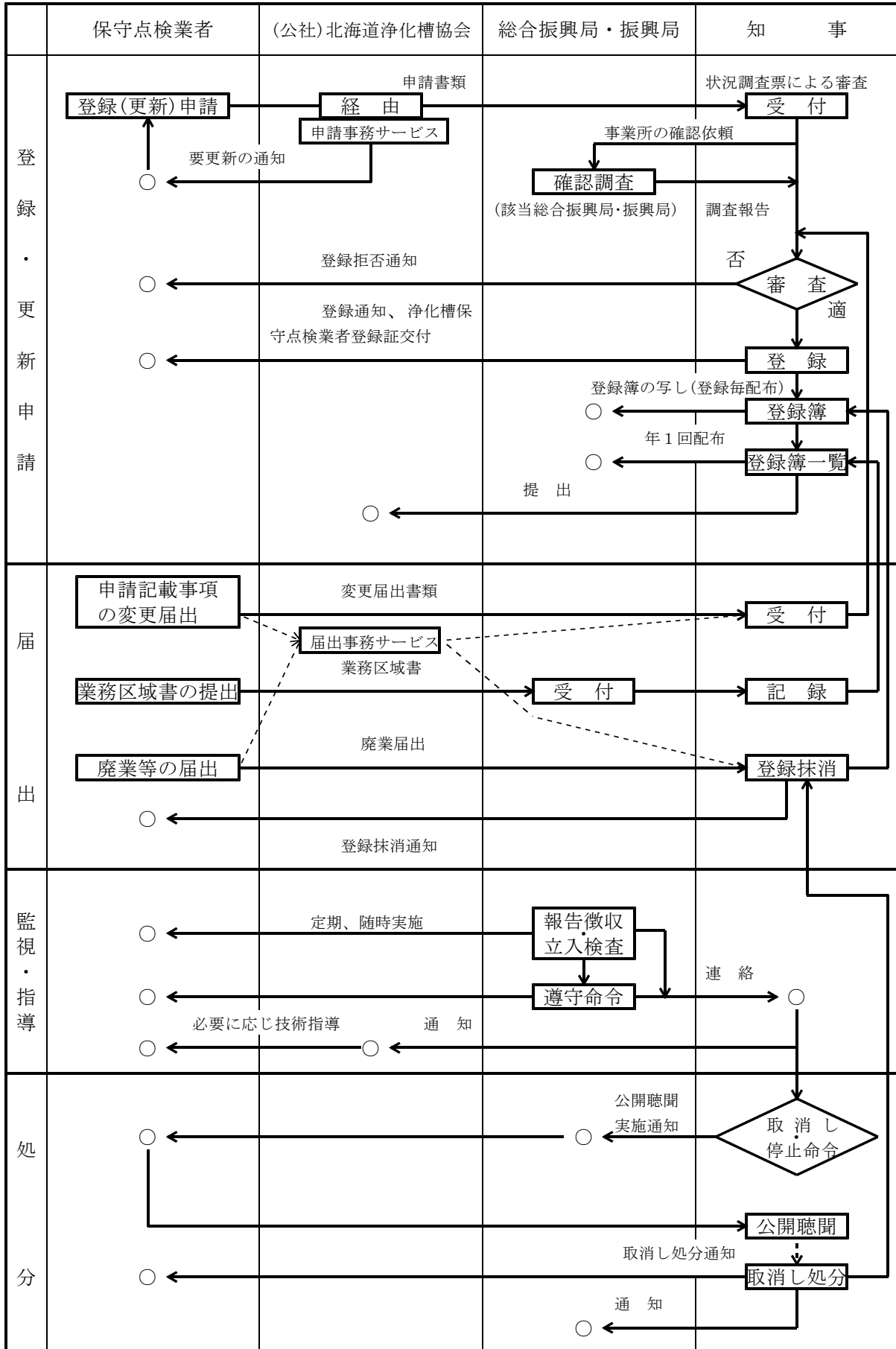
条例第3条第1項及び第2項の規定に基づく浄化槽保守点検業の登録（更新登録）申請に係る事務手続は、次のとおりであること。（図-3参照）

- i) 申請者は、必要な事項を記載した申請書（条例規則別記第1号様式）3部（正本1部、副本2部）及び関係書類1部を公益社団法人北海道浄化槽協会を経由するか、若しくは直接環境生活部環境局循環型社会推進課に提出すること。
- ii) 知事は、受け付けた申請書について、記載事項の適否及び書類の整備状況を表-8「浄化槽保守点検業登録申請書整備状況調査票」により審査し、必要に応じ申請者に提出書類の補正を求めることとする。
- iii) 知事は、当該申請書について内容審査及び事業所の現地確認調査結果により、条例第5条第1項各号に掲げる登録拒否要件のいずれにも該当しないと認められた場合は登録簿に登録し、その旨を申請者に通知するとともに、浄化槽保守点検業者登録証（条例規則別記第5号様式）を交付する。
- iv) 登録簿は環境生活部環境局循環型社会推進課で保管する。
また、環境生活部長は、総合振興局長・振興局長には登録簿の写しを登録の都度、市町村長（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）には浄化槽保守点検業者一覧表を年1回送付する。

(2) 申請に係る留意事項

- i) 申請書に記入すべき役員の範囲は、前記第1の1(1)②iii)（浄化槽工事業者の登録申請に係る留意事項）に準じること。
ただし、常勤、非常勤の別は、記入する必要がないこと。
- ii) 申請書に添付すべき書類は、表-9のとおりであること。
- iii) 更新登録申請は、環境生活部環境局循環型社会推進課へ有効期間満了の日の前30日までに到達するよう行うこと。
- iv) 浄化槽保守点検業者登録証は、破損、忘失しても、再発行しないものであること。
なお、登録を受けている旨の証明は、請求があれば別途行うものであること。

図-3 浄化槽保守点検業者の登録等に係る事務処理



表－８ 浄化槽保守点検業登録申請書整備状況調査票

申請者				
書類及び事項	チェック・ポイント	結 果	備 考	
申請書	収 入 証 紙	① 収入証紙が貼付されているか。 ② 金額に過不足がないか。 ③ 正しく消印されているか。	有 ・ 無 無・過・不足 適 ・ 否	収入印紙は不可 30,200円
	申 請 年 月 日	記入されているか。	有 ・ 無	
	知 事 名	① 記入されているか。 ② 誤りがないか。	有 ・ 無 無 ・ 有	
	申 請 者	① 住所が記入されているか。 ② 氏名に誤記はないか。 ③ 押印されているか。 ④ 電話番号は記入されているか。	有 ・ 無 無 ・ 有 有 ・ 無 有 ・ 無	登記事項証明書等と照合 旧字体であるものが新字体で記入している場合は本人に確認する。
	事 業 所	① 名称に疑義がないか。 ② 所在地に疑義がないか。	無 ・ 有 無 ・ 有	
	浄化槽管理士	① 氏名に誤記はないか。 ② 免状番号が誤記されていないか。	無 ・ 有 無 ・ 有	免状写しと照合 免状写しと照合
	役 員	① 氏名に誤記はないか。 ② 代表取締役が記入されているか。 ③ 記入されていない役員に疑義はないか。	無 ・ 有 有 ・ 無 無 ・ 有	登記事項証明書と照合 申請者に確認
誓 約 書	① 添付されているか。 ② 年月日が記入されているか。 ③ 知事名が記入されているか。 ④ 押印されているか。	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無		
器 具 明 細 書	① 添付されているか。 ② 所要の事項が記入されているか。 ③ 測定方法に明らかな誤りがないか。 ④ 器具の仕様等に不都合がないか。	有 ・ 無 有 ・ 無 無 ・ 有 無 ・ 有		
浄化槽管理士免状の写	① 添付されているか。 ② 写しで欠落している部分がないか。	有 ・ 無 無 ・ 有		
浄化槽管理士の住民票抄本	住民票抄本等住所を明らかにする書面が添付されているか。	有 ・ 無	戸籍抄本は不可	
登記事項証明書又は申請者の住民票抄本	添付されているか。	有 ・ 無		
記 事：				

表－9 登録申請書と添付書類

区分	様式番号	書類の種類	要否		備考	提出部数
			法人	個人		
登録申請書	第1号	浄化槽保守点検業登録申請書	○	○	手数料として北海道収入証紙30,200円分を貼付し、正しく消印をすること。	3部 正1部 副2部
添付書類	第2号	誓約書	○	○	申請者自身、役員、法定代理人が欠落要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面。 申請者が個人であるときはその者が、法人であるときはその代表者が代表して誓約するもので、申請者、役員、法定代理人個々の誓約書を添付する必要はない。	〃
	第3号	器具明細書	○	○	事業所ごとに作成し、添付すること。	〃
		浄化槽管理士免状の写し	○	○	事業所ごとに置かれ、浄化槽の保守点検の業務に従事する浄化槽管理士全員の資格を確認する。 浄化槽管理士であっても、浄化槽の保守点検の業務に従事しない者は不要。	1部
		浄化槽管理士の住民票抄本 ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの	○	○	「事業所に専任」の規定が守られるかどうかを住所で確認する。 住所が勤務を要する事業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者は、上記の条件に該当しない場合が多いので、その実態等を調査し、判断する。 住民票抄本は免状の写しを添付した浄化槽管理士のものに限る。 なお、住民票抄本については、外国人登録法に基づく外国人登録証明書など、これに代わる書面も可とする。	1部
		申請者の住民票抄本 ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの		○	申請者が浄化槽管理士であって、住民票抄本を添付した場合は、省略できる。 なお、住民票抄本については、外国人登録法に基づく外国人登録証明書など、これに代わる書面も可とする。	1部
		登記事項証明書 ※履歴事項全部証明書	○		所在地、役員等を確認する。	1部

(3) 事業所の確認調査に係る留意事項

- i) 調査は主として、条例第5条第1項第1号、第2号及び第3号の適否についての確認をするものであること。
- ii) 事業所の設置場所は、札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域であってもよいこと。
- iii) 事業所に設置される浄化槽管理士は、申請者自ら浄化槽管理士である場合を除き、継続して雇用されている者であって、自社、他社を問わず複数の事業所に兼任されていないことが必要であること。
なお、雇用関係の確認は、雇用契約書又は給与明細書等によること。
- iv) 規則第6条に規定する器具の標準的な内容は、表-10のとおりであること。
- v) 上記の器具については、所有されていることを原則とするが、長期的、恒常的に占有し自由に使用できることが賃貸契約書等によって客観的に明らかな場合は、この限りでないこと。

表-10 登録に必要な器具の内容等

器具の種類	測定方法	器具の名称	備 考
温 度 計		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス製棒状水銀（アルコール）温度計 ・ペッテンコーヘル水温計 ・サーミスタ温度計等 	0～50℃の水温が測定できるもの。
透 視 度 計	JIS K0102 9.	・透視度計	JIS K0102 9. (1) (a) に示す器具。
溶 存 酸 素 測 定 器 具	ウィンクラー・アジ化ナトリウム変法 (JIS K0102 32.1)	・溶存酸素測定器具	器具：溶存酸素測定びん、ピペット等、滴定器具（ビューレット・メスピペット等）、三角フラスコ・ビーカー等 試薬：アルカリ性よう化カリウム・アジ化ナトリウム溶液、硫酸マンガン溶液、硫酸、でんぷん溶液、N/40チオ硫酸ナトリウム溶液
	電極法	・DOメーター	本体、ポーラログラフ式又はガルバニ電池式の電極、電極内部液、亜硫酸ナトリウムから成るもの、又は光学式DO電極を用いるもの。
水素イオン濃度指数測定器具	比色法	・pH比色法	おおむねpH5～9の範囲が測定できるもの。 器具：比色管、標準管 試薬：指示薬
	電極法	・pHメーター	本体、電極、標準液、電極内部液等から成るもの。
塩素イオン濃度測定器具	滴定法（モル法）	・塩素イオン濃度測定器具	器具：ビューレット、ビューレット台（クランプ付き）、磁皿又は三角フラスコ、ガラス棒、メスシリンダー（50ml） 試薬：硝酸銀溶液、クロム酸カリウム溶液

器具の種類	測定方法	器具の名称	備 考
塩素イオン濃度測定器具	電極法	・塩素イオンメータ ー	本体、電極、標準液、妨害イオン除去剤 (マスク剤)
残留塩素測定器具	D P D 法	・残留塩素測定器具	器具：比色管、吸光光度計 試薬：D P D 試薬
汚泥沈殿試験器具		・1リットルメスシ リンダー	内径約6.5cmのもの。(ガラス、アクリ ル又はポリ製)
スカム厚測定器具		・スカム厚測定器具	スカム厚を測定することができる器具
汚泥厚測定器具		・汚泥厚測定器具	汚泥厚を測定することができる器具
水準器		・水準器	槽が水平に設置されているかどうかを確 認することができるもの。

2 届出等に係る事務

(1) 申請書記載事項の変更の届出

① 事務手続

- i) 保守点検業者は、必要な事項を記載した届出書（条例規則別記第6号様式）3部（正本1部、副本2部）及び関係書類1部を、知事（窓口は環境生活部環境局循環型社会推進課）に提出すること。
- ii) 知事は、提出された届出書について、記載事項の適否及び書類の整備状況を審査し、適当と認めた場合は、当該届出書を受理する。
- iii) 知事は、当該届出書について内容審査の上、条例第5条第1項に掲げる登録拒否要件のいずれにも該当しないことを認めた場合は、届出書により登録を変更し、その旨を届出者に通知する。
また、上記登録拒否要件に該当すると認めた場合は、登録を拒否し、その旨を届出者に通知する。
- iv) 変更した登録簿の写しは変更登録の都度、総合振興局・振興局に送付するとともに、当該保守点検業者の事業所を所管する総合振興局・振興局には、届出書の写しを送付する。

② 留意事項

- i) 届出は、条例第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときに、30日以内に行われなければならないこと。
- ii) 変更の届出事項とそれに係る提出書類は、表-11のとおりであること。

表-11 変更の届出事項と提出書類

法人	個人	変 更 事 項	提 出 書 類
	○	氏名及び住所	住民票抄本
○		名称及び主たる事務所の所在地	登記事項証明書
○		代表者の氏名	登記事項証明書
○	○	事業所の名称及び所在地	なし
○	○	浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の番号	当該浄化槽管理士の (1)浄化槽管理士免状の写し (2)住民票抄本
○		役員の氏名	登記事項証明書。新たに役員となる者がある場合には誓約書（条例規則別記第2号様式）

表-11の「住民票抄本」は、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを、「登記事項証明書」は、履歴事項全部証明書を提出すること。

(2) 浄化槽保守点検業者の廃止等の届出

① 事務手続

- i) 届出は、必要な事項を記載した届出書（条例規則別記第7号様式）を1部、知事（窓口は環境生活部環境局循環型社会推進課）に提出することにより行う。
- ii) 知事は提出された届出書により登録を抹消し、その旨を届出者に通知する。
また、総合振興局長・振興局長にも通知する。

② 留意事項

- i) 届出は廃業等をしたときに、30日以内に行わなければならないこと。
- ii) 廃業等の届出事項と届出すべき者は、表-12のとおりであること。

表-12 廃業等の届出

廃業の届出事項	届出をすべき者
1 浄化槽保守点検業を廃止した場合	浄化槽保守点検業者であった個人又は法人の役員
2 死亡した場合	その相続人
3 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
4 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
5 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人

(3) 業務区域書の提出

- i) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から保守点検の委託を受けたときは、業務区域書（条例規則別記第8号様式）を作成し、当該区域を所管する総合振興局長・振興局長を経由して、知事に提出しなければならない。
- ii) 留意事項
 - a 業務区域書は、業務を行おうとする市町村ごとに作成しなければならないものであるが、当該市町村が同一総合振興局・振興局管内であればまとめて作成しても差し支えないものであること。
 - b 業務区域書は、委託を受けた日から30日以内に提出すること。
ただし、既に提出されたものに記載されている市町村内で業務を行おうとする場合を除く。

3 遵守命令、報告徴収、立入検査等

(1) 遵守命令

- i) 総合振興局長・振興局長は、事業所の立入検査により条例第8条第1項に掲げる事項が遵守されていないと認めたときは、当該保守点検業者に対し、これを遵守するよう指導するとともに、その結果を報告させること。
また、必要と認めた場合は、保守点検業者に対し、条例第8条第2項に基づく命令を行うとともに、当該命令書の写しを環境生活部長に提出すること。

(2) 報告徴収、立入検査等

- i) 総合振興局長・振興局長は、前記Ⅱ第2の2iv)に係る市町村長からの連絡を受けたときは、当該浄化槽の保守点検の委託を受けた保守点検業者に対し、報告徴収、立入検査等を行い、当該浄化槽に係る保守点検業務の状況等を確認するとともに、市町村長と協議し、必要な措置を講ずること。
- ii) 総合振興局長・振興局長は、申請書記載事項の変更の届出をした保守点検業者に対し、必要に応じ立入検査等を行い、変更内容の適否について確認すること。

4 そ の 他

- (1) 総合振興局・振興局の登録簿の写しを住民等の求めに応じ閲覧させることなどは住民サービスの一環として差し支えないものであること。
- (2) 廃業等の届出があった場合のほか、登録の取り消しの処分を受けたとき又は廃業等をしたことを届出によらず別に確認したときなどの場合も、登録を抹消するものであること。
また、特別の事情もなく、登録期間内に更新の申請がない場合も、登録は抹消するものであること。

IV 浄化槽の設計

第1 浄化槽の性能

1 札幌市、帯広市を除く特定行政庁の区域は、建築基準法施行令第32条第1項の規定に基づく規則により、「衛生上特に支障があると認める区域」に指定されているので、当該区域における平成18年2月1日までに設置の手續がされた浄化槽の性能は、表-13以上でなければならない。

また、札幌市、帯広市の区域にあつては、それぞれの市の定めるところによること。

表-13 浄化槽の性能（平成18年2月1日まで）

処理対象人員	生物化学的酸素要求量の除去率 (%)	浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量 (mg/l)
50人以下	65 以上	90 以下
51人以上500人以下	70 以上	60 以下
501人以上	85 以上	30 以下

2 新しい浄化槽の整備に当たっては、環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2の規定に基づく放流水の水質の技術上の基準を確保できる性能(表-14)でなければならない。

表-14 浄化槽の性能（平成18年2月2日から）

処理対象人員	生物化学的酸素要求量の除去率 (%)	浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量 (mg/l)
すべて	90 以上	20 以下

第2 浄化槽の構造

1 浄化槽の構造は、建築基準法第31条第2項及び施行令第35条第1項の規定により、国土交通大臣が定めた構造方法【昭和55年建設省告示第1292号（以下「告示基準」という。）】によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2 浄化槽の積雪寒冷地対策として、次の構造とすること。

- ① 積雪時に保守点検を要する浄化槽にあつては、維持管理のための上屋を設けるか、又はこれに準じた構造のものとする。ただし、維持管理上支障のない場合は、上屋の設置を要さない。
- ② 浄化槽は、原則として凍結深度以深（市町村の標準的な深度：資料9）に設置すること。
- ③ 通気、排気のための開口部は積雪時に埋没したりすることのないように覆い等の措置を行うこと。

第3 処理対象人員並びに汚水量及びBOD負荷量

- 1 処理対象人員の算定方法は、J I S A 3302によること。

<p>J I S A 3302 (抜粋)</p> <p>(1) 適用範囲 この規格は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。</p> <p>(2) 建築用途別処理対象人員算定基準 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表(表-16)のとおりとする。 ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。</p> <p>(3) 特殊の建築用途の適用</p> <p>3.1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。</p> <p>3.2 同一建築物が2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。</p> <p>3.3 2以上の建築物が共同で尿尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。</p> <p>3.4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用する場合には、3.2及び3.3の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。</p>

- 2 汚水量及びBOD負荷量は、原則として処理対象人員に相当する水洗便所汚水、発生源の排水の実態を基礎に、全給水量及び浄化槽を設置しようとする建築物に類似した使用形態にある建築物の汚水の排出実績等を勘案して算出すること。

なお、排水の実態等が不明である場合は、表-15の汚水量、BOD濃度を参考にすること。

- 3 処理対象人員算定にあたっての注意事項

- ① 浴室及び台所が2つ以上ある住宅は、実際にもほぼ独立した生活を送られることから、処理対象人員は10人とする。ただし、実況に応じて減ずることができる。
- ② グループホーム(水廻りが1カ所または数カ所に集中して設けられるもの)は、下宿・寄宿舎として処理対象人員を算定する。
ただし、各住戸に風呂、台所、便所があり独立している場合には共同住宅で算定し、老人福祉法に規定される老人福祉施設及び老人ホームと施設計画上一体である場合には、一般の老人ホームとして算定する。

第4 処理方式の選定

- 1 処理方式は、放流水の水質、水量等の実態、適用される水質基準並びに排出汚水の水質、水量の時間的変動等に対処できるものとし、維持管理の難易等も考慮の上選定されなければならない。
- 2 団地等に設置される浄化槽の計画に当たっては、計画処理対象人員に満たない場合の施設の運転方法と構造の関係についての検討が必要であること。
- 3 流量調整槽の設置が必要な場合(101人槽以上で設置できる。501人槽以上の場合は必須。)は、流量調整槽の容量を実態に合わせるとともに、工場、試験検査施設、と畜場等の排水で浄化槽の機能に影響を与える特殊な排水を流入させてはならない。

第5 設置場所その他の留意事項

- 1 浄化槽は、下水溝、側溝、河川、湖沼、海洋等水質汚濁防止法第2条第1項の規定による公共用水域まで支障なく放流できる場所又は地下浸透放流しても生活環境保全上及び利水上支障がないことが設置者において確実に判断できる場所に設置しなければならない。

なお、公共用水域等への放流の是非は、公共用水域等の管理者が判断すべきことであること。
ただし、判断材料として、浄化槽設置届出に放流水の放流先の農業用水管理者、水利権者、地域住民等からの放流同意書の添付を義務づけることは違法であること。(資料1 1 参照)
また、道道の側溝への放流に係る取り扱いについては、資料7のとおり示されている。

2 浄化槽の配置は、次によること。

- ① 浄化槽は、厨房その他衛生上支障があると認められる場所に設けてはならない。
- ② 薬品等の搬入又は浄化槽の清掃によって引き出された汚泥、スカム等(以下「浄化槽汚泥等」という。)の搬出が容易であること。
- ③ 維持管理作業が容易に行えるよう、槽上部には十分な空間を確保すること。
- ④ 近くに水道栓があること。
- ⑤ 建築基準法第42条に規定する道路内には、原則として浄化槽は設置できない。(道路法第32条第1項により道路管理者の許可を受ければ、設置することができる。)
- ⑥ 将来増設計画のあるときは、全体配置をあらかじめ立案すること。

3 浄化槽汚泥の処分先は、市町村の廃棄物処理計画に合致するものであること。また、汚泥等が一時に多量に発生すると予想される浄化槽であって、浄化槽汚泥等の処理先が市町村の屎尿処理施設となるものは、当該浄化槽の設置及び清掃時に、事前に市町村との十分な協議が必要であること。

4 地下浸透放流

地下浸透放流は、浄化槽の処理水を公共用水域等に放流せず土壤に浸透させる放流の一形態で、これによる場合は、十分地下浸透能力を有する土壤に覆われており、生活環境保全上又は利水上支障を生ずるおそれがない場所で、かつ、次によること。

- ① 建築物が集落している市街地で水道が敷設されていない地域については、地下浸透放流を認めない。
- ② 雨水の溜まりやすい低地、浄化槽の処理水が敷地外に流出するおそれのある敷地である場合は、地下浸透放流を認めない。
- ③ 浸透した浄化槽の処理水により、地滑り災害等の発生するおそれがある地域については、地下浸透放流を認めない。
- ④ 井戸その他の飲料水源から30m以内の区域については、地下浸透放流を認めない。
- ⑤ 地下水位が、1.5m以深であること。
- ⑥ 地下浸透放流装置の構造は、次によること。
 - i) 土壤の浸透能力を調査し、これに基づき浸透面積を決定すること。
 - ii) トレンチは原則として凍結深度以深(市町村の標準的な凍結深度：資料9)とすること。
 - iii) トレンチは長さ20m以下とし、トレンチ間隔を2m以上とすること。
 - iv) トレンチは隣地から5m以上離すことを原則とし、隣地の承諾を得た場合でも、1m以上離すこと。
 - v) トレンチ方式の構造については、昭和55年建設省告示基準第5の2から7を標準とする。

5 住宅部分の浄化槽処理対象人員の算定

既存住宅に小型合併処理浄化槽を設置する場合で、JIS算定式では明らかに実情に添わないと考えられる場合は、「住宅に設置する浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針」(資料8)により、処理対象人員を算定することができる。

表-15 建築物用途別処理対象人員算定式及び汚水量等（合併処理浄化槽）

類番 似用 用途 別号	建築用途		処理対象人員		単位算定当たりの汚水量 及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たり の汚水量及びBOD量参考値			
			算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定 (ℓ/人・日)	BOD負荷算定 (g/人・日)		
1	集会場 施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場 映画館・演芸場	$n = 0.08A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	16 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	○ ⁽⁴⁾ (200)	(30)	
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	$n = 16C$	n : 人員 (人) C ⁽¹⁾ : 総便器個数 (個)	2,400 (ℓ/個・日)	260 (mg/ℓ)	(150)	○ (40)	
		ハ	観覧場・体育館	$n = 0.065A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	10 (ℓ/㎡・日)	260 (mg/ℓ)	(155)	○ (40)	
2	住宅 施設関係	イ	住 宅	A ≤ 130の場合	$n = 5$	n : 人員 (人)	200	200	○	○
				130 < A の場合	$n = 7$	A : 延べ面積 (㎡)	(ℓ/人・日)	(mg/ℓ)	(200)	(40)
		ロ	共同住宅	$n = 0.05A$	n : 人員 (人) ※ A : 延べ面積 (㎡)	10 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)	
		ハ	下宿・寄宿舎	$n = 0.07A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	14 (ℓ/㎡・日)	140 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (28)	
		ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャン プ宿舎・老人ホーム・養護 施設	$n = P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	200 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)	
3	宿泊 施設関係	イ	ホテル ・旅館	結婚式場又は宴会場 をもつ場合	$n = 0.15A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	30 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)
				結婚式場又は宴会場 をもたない場合	$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	30 (ℓ/㎡・日)	100 (mg/ℓ)	(400)	○ (40)
		ロ	モーテル	$n = 5R$	n : 人員 (人) R : 客室数	1,000 (ℓ/室・日)	50 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (30 ⊕)	
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ ユースホステル・ 青年の家	$n = P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	200 (ℓ/人・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)	

※ ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は、1戸当たりのnを3.5人又は2人（1戸室が1居室⁽²⁾だけで構成されている場合に限る。）とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。

類番 似用 用途 別号	建築用途				処理対象人員		単位算定当たりの汚水量 及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たり の汚水量及びBOD量参考値		
					算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定 (ℓ/人・日)	BOD負荷算定 (g/人・日)	
	4	医療施設関係	イ	病院・診療所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合	$n = 8B$	n : 人員 (人) B : ベット数 (床)	ベット数 300床未満	厨房・洗濯設備のある施設	(125)
300床以上の場合					$n = 11.43(B - 300) + 2,400$	1,000 (ℓ/床・日)	320 (mg/ℓ)		○ (113)	(36)	
業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合				300床未満の場合	$n = 5B$	ベット数 300床以上	厨房・洗濯設備のある施設		○ (200)	(30)	
				300床以上の場合	$n = 7.14(B - 300) + 1,500$	1,300 (ℓ/床・日)	150 (mg/ℓ)		○ (182)	(27)	
ロ		診療所・医院			$n = 0.19A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	25 (ℓ/人・日)	300 (mg/ℓ)	(130)	○ (40)	
5		店舗関係	イ	店舗・マーケット		$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	15 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
	ロ			百貨店		$n = 0.15A$		30 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
	ハ		飲食店	一般の場合		$n = 0.72A$		130 (ℓ/㎡・日)	220 (mg/ℓ)	(180)	○ (40)
				汚濁負荷の高い場合		$n = 2.94A$		260 (ℓ/㎡・日)	450 (mg/ℓ)	(90)	○ (40)
				汚濁負荷の低い場合		$n = 0.55A$		110 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)
	ニ		喫茶店		$n = 0.80A$	160 (ℓ/㎡・日)		150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)	

類番 似用 途別号	建築用途		処理対象人員		単位算定当たりの汚水量 及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たり の汚水量及びBOD量参考値		
			算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定 (ℓ/人・日)	BOD負荷算定 (g/人・日)	
6	娯楽 施設 関係	イ	玉突場・卓球場	$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	15 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		ロ	パチンコ店	$n = 0.11A$		22 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		ハ	囲碁クラブ・ マーじゃんクラブ	$n = 0.15A$		30 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		ニ	ディスコ	$n = 0.50A$		100 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		ホ	ゴルフ練習場	$n = 0.25S$	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)	50 (ℓ/席・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		ヘ	ボウリング場	$n = 2.50L$	n : 人員 (人) L : レーン数 (レーン)	500 (ℓ/レーン・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		ト	バッティング場	$n = 0.20S$	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)	40 (ℓ/席・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		チ	テニス場	ナイター設備無 $n = 2S$	n : 人員 (人) S : コート面数 (面)	400 (ℓ/面・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
				ナイター設備有 $n = 3S$		600 (ℓ/面・日)		○ (200)	
		リ	遊園地・海水浴場	$n = 16C$	n : 人員 (人) $C^{(1)}$: 総便器数 (個)	2,400 (ℓ/面・日)	260 (mg/ℓ)	○ (150)	○ (40)
		ヌ	プール・スケート場	$n = \frac{20C + 120U}{8} \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U ⁽³⁾ : 小便器数 (個) t : 単位便器当たり1日平均 使用時間 t = 1.0~2.0	—	150 (mg/ℓ)	—	—
		ル	キャンプ場	$n = 0.56P$	n : 人員 (人) P : 収容人員 (人)	70 (ℓ/人・日)	320 (mg/ℓ)	○ (125)	○ (40)
ヲ	ゴルフ場	$n = 21H$	n : 人員 (人) H : ホール数 (ホール)	250 (ℓ/人・日)	130 (mg/ℓ)	○ (250)	(33)		

類番 似用 用途 別号	建築用途				処理対象人員		単位算定当たりの汚水量 及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たり の汚水量及びBOD量参考値		
					算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定 (ℓ/人・日)	BOD負荷算定 (g/人・日)	
7	駐 車 場 関 係	イ	サ ー ビ ス エ リ ア	便 所	一般部	$n = 3.60P$	n : 人員 (人) P : 駐車ます数 (ます)	便所480 510 340 (ℓ/ます・日)	300 (mg/ℓ)	(135)	○ (40)
					観光部	$n = 3.83P$					
					売店なしPA	$n = 2.55P$					
				売 店	一般部	$n = 2.66P$		売店180 190 (ℓ/ます・日)	590 (mg/ℓ)	(115)	○ (40)
					観光部	$n = 2.81P$					
ロ	駐車場・自動車車庫		$n = \frac{20C + 120U}{8} \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U ⁽³⁾ : 小便器数 (個) t : 単位便器当たり1日平均 使用時間 t = 0.4~2.0	—	—	—	—			
ハ	ガソリンスタンド		$n = 20$	n : 人員 (人) 1営業所当たり	—	—	—	—			
8	学 校 施 設 関 係	イ	保 育 所 ・ 幼 稚 園 ・ 小 学 校 ・ 中 学 校	$n = 0.20P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	50 (ℓ/人・日)	180 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (36)		
				ロ		高等学校・大学・各種学校	$n = 0.25P$	60 (ℓ/人・日)	180 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (36)
		ハ	図書館		$n = 0.08A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	16 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (30)	
9	事 務 所 関 係	イ	事 務 所	業務用厨房設備を 設ける場合	$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	10 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)	
				業務用厨房設備を 設けない場合	$n = 0.06A$		10 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	(270)	○ (40)	
10	作 業 場 関 係	イ	工 場 ・ 作 業 所 ・ 研 究 所 ・ 試 験 所	業務用厨房設備を 設ける場合	$n = 0.75P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	100 (ℓ/人・日)	300 (mg/ℓ)	(133)	○ (40)	
				業務用厨房設備を 設けない場合	$n = 0.30P$		60 (ℓ/人・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)	

類番 似用 用途 別号	建築用途		処理対象人員		単位算定当たりの汚水量 及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たり の汚水量及びBOD量参考値		
			算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定 (ℓ/人・日)	BOD負荷算定 (g/人・日)	
11	1 ～ 10 の 用 途 に 属 さ な い 施 設	イ	市場	$n = 0.02A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	4.2 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)
		ロ	公衆浴場	$n = 0.17A$		33 (ℓ/㎡・日)	50 (mg/ℓ)	○ (200)	(10)
		ハ	公衆便所	$n = 16C$	n : 人員 (人) C ⁽¹⁾ : 総便器数 (個)	—	—		○
	ニ	駅・バ スター ミナル	P < 100,000の場合	$n = 0.008P$	n : 人員 (人) P : 乗降客数 (人/日)	—	—	○	
			100,000 ≤ P < 200,000の場合	$n = 0.010P$					
200,000 ≤ Pの場合			$n = 0.013P$						

- 注 (1) 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。
(2) 居室とは、建築基準法による用語の定義による居室であつて、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。
(3) 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を小便器とみなす。
(4) 処理対象人員1人当たりの汚水量及びBOD量参考値欄における○印は、処理対象人員算定式を設定した際に水量負荷に基づいて算定したものか、BOD負荷に基づいて算定したものかの区別を示す。

V 浄化槽の施工

第1 浄化槽工事業者及び特例浄化槽工事業者並びに浄化槽設備士

1 浄化槽工事業者

- (1) 浄化槽工事業を営もうとする者（特例浄化槽工事業者を除く。）は、浄化槽工事業の登録を受けなければならないものであること。
- (2) 浄化槽工事業者は、法第6条、第25条第1項、第26条、第29条第1項、第2項及び第3項、第30条及び第31条に掲げる事項を遵守すること。
- (3) 浄化槽設備士の営業所への設置に当たっては、次の点に留意すること。
 - i) 浄化槽設備士は、営業所に勤務してその職務に従事していなければならないこと。
ただし、常駐していなければならないということだけでなく、場合によっては工事現場において実地に監督することも許容されるものであること。
 - ii) 営業所に設置された浄化槽設備士は、他の営業所（他の浄化槽工事業者の営業所を含む。）の兼務はできないものであること。
 - iii) 浄化槽設備士の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤が不可能な場合等は、営業所に設置されていることにはならないものであること。
- (4) 浄化槽工事業者は、浄化槽工事についての指示等に対し、必要な措置を講ずること。
- (5) 浄化槽工事業者は、報告徴収、立入検査に応じ、質問にこたえること。

2 特例浄化槽工事業者

- (1) 建設業法に基づき土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている者が浄化槽工事業を開始したときは、届出を要するものであること。
- (2) 特例浄化槽工事業者は、法第6条、第29条第1項、第2項及び第3項、第30条、第31条及び第33条第3項に掲げる事項を遵守すること。
- (3) 前記1(3)及び(5)に掲げる事項については、特例浄化槽工事業者にも適用されるものであること。

3 浄化槽設備士

浄化槽設備士は、「浄化槽工事を実地に監督する者として」、次に掲げる「浄化槽設備士の免状の交付を受けた者」であること。（法第2条第10号）

- i) 浄化槽設備士試験に合格した者。
- ii) 建設業法第27条に基づく管工事施工管理に係る技術検定に合格した後、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令（平成13年9月28日環境省・国土交通省令第4条）に基づく講習の課程を修了した者。
- iii) 浄化槽法施行の際に厚生大臣、建設大臣が定めた者が行う浄化槽施工士の講習会等の課程を修了し、現実に法施行の際、浄化槽工事に従事しており、かつ浄化槽設備士に関する省令附則第2条で指定する講習会の課程を昭和62年6月30日までに修了した者。
（注）上記i)からiii)の者であっても法第42条第2項各号のいずれかに該当する場合は浄化槽設備士免状が交付されない場合がある。

(1) 浄化槽設備士の責務

- i) 浄化槽工事業の登録等に係る浄化槽設備士は、浄化槽工事の業務について実地に監督し、又は自ら実施すること。
- ii) 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、浄化槽設備士証（浄化槽設備に関する省令別記様式第3号）を携帯すること。

(2) その他

- i) 浄化槽設備士試験、浄化槽設備士講習は、財団法人日本環境整備教育センターが実施していること。

VI 浄化槽の維持管理

浄化槽の維持管理は、浄化槽の機能を適切に維持し、その放流水の適正な水質を確保するために必要なものであり、次に掲げる事項に留意して、浄化槽の保守点検及び清掃を適正かつ的確に実施させること。

第1 浄化槽管理者

1 浄化槽管理者の定義

浄化槽管理者は、法第7条で「当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者」と定義されている。

従って、町内会や自治会など法人格のない団体は該当しない。また、浄化槽の維持管理委託を受けている浄化槽保守点検業者をいうものではない。

2 浄化槽管理者の責務

浄化槽管理者の責務は次のとおりである。

- ① 使用準則に従って浄化槽を使用するとともに、他の使用者に同準則を遵守させること。(法第3条第3項)
- ② 指定検査機関による浄化槽の水質に関する検査を受けること。(法第7条及び第11条)
- ③ 浄化槽の保守点検及び清掃を行い、その結果を記録し、保存すること。(法第10条第1項)
- ④ 処理対象人員が501人以上の浄化槽にあつては、技術管理者を置くこと。(法第10条第2項)
- ⑤ 浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令に対し必要な措置を講ずること又は当該浄化槽の使用停止命令に従うこと。(法第12条第2項)
- ⑥ 使用開始報告、技術管理者変更報告、浄化槽管理者変更報告その他必要な報告を行うこと。(法第10条の2各項、法第53条第1項)
- ⑦ 立入検査に応じ、質問に答えること。(法第53条第2項)
- ⑧ 廃棄物処理法の規定に基づき、引き出し後の汚泥、スカム等を適正に処理すること。
- ⑨ 浄化槽の使用を廃止したときは、浄化槽使用廃止届出書を提出すること。(法第11条の2)

第2 浄化槽の使用

1 浄化槽の使用者は、環境省関係浄化槽法施行規則第1条の使用準則を遵守するとともに、次により浄化槽を適正に使用すること。

- i) し尿を洗い流す水の量は、40～60ℓ／人・日を標準とする。
- ii) 便器の洗浄は、塩素系洗浄剤を使わずに、水又は温水で行うこと。
- iii) 微生物による処理を阻害することとなる農薬や廃油など及び配管の目詰まり、機器の故障その他の原因となる異物を流さないこと。
- iv) ディスポーザー対応型浄化槽を設置している場合でなければ、ディスポーザーを使用しないこと。

2 使用準則に係る留意事項

- i) タイマー等による断続運転は、電源を切ったことにはならないこと。

第3 浄化槽の保守点検

「浄化槽の保守点検」とは、浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。(法第2条第3号)

具体的には、浄化槽の単位装置や付属機器類の作動状況、施設全体の運転状況及び放流水の水質等を調べ、異常や故障を早期に発見し、予防措置を講ずる作業である。

1 保守点検に係る留意事項

- (1) 保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準（以下「保守点検基準」という。）に従って行うこと。
- (2) 最初の保守点検は、浄化槽の使用の開始の直前から行い、その後は通常の使用状態において表-16の回数で行うこと。
ただし、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の確認、スクリーン付着物の除去及び消毒剤の補充については、同表にかかわらず必要に応じて行うこと。
なお、通常の使用状態とは、おおむね次に掲げる場合をいうものであること。
 - i) 処理対象人員に見合った人数によって使用されていること。
 - ii) 単独処理浄化槽にあつては、流入汚水量が40～60ℓ／人・日で使用されていること。
 - iii) 合併処理浄化槽にあつては、流入汚水量が設計流入量に見合った量で使用されていること。
 - iv) 単独処理浄化槽にあつては、雑排水その他浄化槽の機能を妨げるものが流入されていない状態で使用されていること。
 - v) 合併処理浄化槽にあつては、工場廃水、雨水その他浄化槽の機能を妨げるものが流入されていない状態で使用されていること。
 - vi) 槽本体が水平に保たれ、かつ、正常な水位にある状態で使用されていること。
 - vii) 槽内処理機能が正常な状態で使用されていること。
- (3) 浄化槽管理者は、保守点検を保守点検業者に委託できるものであること。
なお、委託の相手は、知事（札幌市、函館市、小樽市及び旭川市の場合はそれぞれの市長）の登録を受けた保守点検業者に限定されるものであること。

2 保守点検基準に係る留意事項

- i) 保守点検に当たっては、まず保守点検基準第1号に従い、使用状態に即した浄化槽が設置されており、かつ、その状態が保持されているか、また、使用に関する準則に従い適切に使用されているかを点検すること。
- ii) 保守点検基準第1号に基づき点検すべき単位装置等は表-17のとおりであること。
また、すべての単位装置からの流出水の外観及び臭気並びに蚊、はえ等の発生状況についても点検を行うことが必要であること。
- iii) 保守点検基準第1号の点検結果により、浄化槽管理者は必要に応じ、使用者に対する使用準則の遵守の徹底、浄化槽の構造、規模の変更工事や改善工事の実施、浄化槽の清掃等の措置をとること。
- iv) 保守点検基準第6号にいう「死水域」とは、槽あるいはろ材の一部に夾雑物や汚泥等が過剰に付着し、その近辺において流入汚水が流れない場合など処理機能を発揮しない状況にある水域を指し、「異常な水位の上昇」とは、汚水が流入した場合、ろ材の目詰まり等により上昇した水位がすみやかに元の状態に戻らない状態等をいい、汚水の流入により一時的に水位が上昇することを指すものではないこと。
- v) 保守点検基準第7号及び第8号に規定する適正な溶存酸素量並びに保守点検基準第8号に規定する適正な混合液浮遊物質濃度とは、おおむね表-18のとおりであること。
- vi) 保守点検基準第15号は、構造基準中国土交通大臣が認める尿尿浄化槽に固有の保守点検に対応するため、あるいは、地域の実状に応じて定められた保守点検に対応するなどのために設けられているものであること。

表-16 保守点検の回数

	処 理 方 式	浄 化 槽 の 種 類	通常の使用状態における保守点検回数
みなし浄化槽	全ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月に1回以上
		処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月に1回以上
		処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月に1回以上
	分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月に1回以上
		処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月に1回以上
		処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月に1回以上
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		6月に1回以上	
浄化槽	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月に1回以上
		処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月に1回以上
	活性汚泥方式		1週に1回以上
	回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週に1回以上
		2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く）	2週に1回以上
		3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月に1回以上

※ 大臣認定型浄化槽の場合は、それぞれの型式による。

表-17 点検すべき単位装置等

点検すべき単位装置等及びその部位		点 検 す べ き 状 況	号
単 位 装 置 等	部 位		
一次処理装置 沈殿分離タンク 沈殿分離室 腐敗室 沈殿分離槽		スカム及び堆積汚泥の生成状況	1
重力返送式沈殿室 重力移送式沈殿室 重力移送式沈殿槽 汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池		スカムの生成状況	
別置型沈殿室 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池		スカム及び堆積汚泥の生成状況	
汚泥貯留タンク 汚泥貯留槽		汚泥の貯留状況	
汚泥濃縮貯留タンク 汚泥濃縮貯留槽		スカム及び濃縮汚泥の生成状況	
二階タンク	沈殿室	浮遊物の生成状況	
	消化室	スカム、堆積汚泥及び消化汚泥の生成状況	

「号」：環境省関係浄化槽法施行規則第2条「保守点検の技術上の基準」の関連する号。

点検すべき単位装置等及びその部位		点 検 す べ き 状 況	号
単 位 装 置 等	部 位		
流入管きよ 移流管 流出口 インバート升 移流口 放流管きよ 越流ぜき		異物等の付着状況	2
スクリーン	スクリー ン	閉塞の状況	
	砂溜り、 沈砂槽	沈殿物の堆積状況	
流量調整タンク 中間流量調整槽 流量調整槽		スカム及び堆積汚泥の生成状況、 ポンプ作動水位及び計量装置の作動状況	3
ばっ気装置 散気装置 かくはん装置 機械かくはん装置		目づまり、異物等の付着状況	4
駆動装置 ポンプ設備		常時又は一定時間毎の作動状況	5
附属機器類		駆動及び作動状況、機能の状況、 騒音及び振動の発生状況	
嫌気ろ床槽 脱室ろ床槽		死水域の発生状況、水位の状況	6
接触ばっ気室 硝化用接触槽 再ばっ気槽 接触ばっ気槽 脱室用接触槽		溶存酸素量、死水域の発生状況	7
回転板接触槽		過剰肥厚生物膜、はく離汚泥及び堆積汚泥 の生成状況	
単純ばっ気型二次処理装置		浮遊物の有無（にごり方）の状況	8
ばっ気室 ばっ気タンク 硝化槽 ばっ気槽 脱室槽 流路		混合液浮遊物質濃度、溶存酸素量	
散水ろ床型二次処理装置 散水ろ床	ろ床	散水の状況、嫌気性変化の状況	9
平面酸化型二次処理装置	流水部	流水の状況、異物等の付着状況	10
汚泥返送装置 汚泥移送装置 循環装置		作動状況	11
地下砂ろ過二次処理装置	砂ろ過槽	目づまり又は水位上昇の状況	12
砂ろ過装置 活性炭吸着装置		通水量の保持状況、ろ材又は活性 炭の洗浄若しくは交換の状況	
汚泥濃縮装置 汚泥脱水装置		作動状況	13
吸着剤 凝集剤 水素イオン濃度調整剤 水素供与体 その他の薬剤		供給量の調整状況	14
悪臭 騒音 振動 蚊・はえ等		周囲の生活環境の状況 発生防止に必要な措置	15
消毒室 消毒タンク 消毒槽		沈殿物の生成状況、消毒の状況	16
放流水		消毒の状況	
水量又は水質を測定し若しくは 記録する機器		作動状況	17

「号」：環境省関係浄化槽法施行規則第2条「保守点検の技術上の基準」の関連する号。

表-18 運転指標の目安

処理方式 単位装置等 項目	接触ばっ気方式		活性汚泥方式		循環水路 ばっ気方式	回転板 接触方式
	接触 ばっ気室	接触 ばっ気槽	ばっ気室	ばっ気槽 ばっ気タンク	流 路	回 転 板 接 触 槽
溶存酸素量(mg/ℓ)	0.3以上	1.0以上	0.3以上	1.0以上	1.0以上	1.0以上

処理方式 単位装置等 項目	みなし浄化槽		浄 化 槽				
	分 離 ばっ気方 式	長時間 ばっ気方 式	長時間 ばっ気方 式	循環水 路ばっ 気方式	標準活性 汚泥方 式	分 注 ばっ気方 式	汚泥再ばっ気方式
	ばっ気室		ばっ気 タンク ばっ気槽	流 路	ばっ気 タンク ばっ気槽	ばっ気 タンク	ばっ気 タンク
30分間汚泥沈殿率 (%)	10以上 60以下						
混合液浮遊物質濃 度 (m g / ℓ)			3,000 ~6,000		1,000 ~3,000		6,000 ~10,000

第4 浄化槽の清掃

浄化槽の清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し、及びその引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。(法第2条第4号)

その内容の主たるものは、槽内に生じた汚泥等の除去、調整及び単位装置の洗浄等槽の機能を正常に維持するために必要な作業であること。

1 清掃に係る留意事項

- i) 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準（以下「清掃基準」という。）に従って行わなければならないこと。
- ii) 浄化槽の清掃は、毎年1回行うこと。（全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6月ごとに1回以上。）
ただし、保守点検の結果必要と認められた場合は、直ちに実施すること。
なお、清掃が必要であるかどうかの判断の目安は、概ね表-19のとおりであること。
- iii) 浄化槽管理者は、浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができること。
なお、委託の相手は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に限定されるものであること。

表-19 浄化槽の清掃時期の判定基準

処 理 方 式 、 装 置 等	判 定 基 準
・ 流入管きよ インバート升 移流管 移流口 越流ぜき 散気装置 機械 かくはん装置 流出口 放流管きよ	・ 異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
・ スクリーン	・ 汚物等の付着による目詰まり又は閉塞が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う汚物等の引き出しの必要が認められたとき。
・ 砂溜り 沈砂槽	・ 沈殿物の堆積が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う沈殿物等の引き出しの必要性が認められたとき。
・ 多室型一次処理装置 多室型腐敗室 沈殿分離室	・ スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき。 ・ 汚泥の堆積面が流出管若しくはバツフルの下端開口部からおおむね10cmに達したとき。
・ 二階タンク型一次処理装置	・ スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10cmに達したとき。 ・ 汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
・ 変形二階タンク型一次処理装置 変形多室型腐敗室	・ スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき。 ・ 汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
・ 沈殿分離槽、嫌気ろ床槽、脱室ろ床 槽等一次処理装置	・ 流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき。

処 理 方 式 、 装 置 等	判 定 基 準
<ul style="list-style-type: none"> 散水ろ床型二次処理装置・散水ろ床の散水装置、ろ床、ポンプ升、分水装置 	<ul style="list-style-type: none"> 異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
<ul style="list-style-type: none"> 流量調整タンク 流量調整槽 中間流量調整槽 凝集槽 	<ul style="list-style-type: none"> スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
<ul style="list-style-type: none"> 平面酸化型二次処理装置の流水部 	<ul style="list-style-type: none"> 異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
<ul style="list-style-type: none"> 単純ばっ気型二次処理装置 	<ul style="list-style-type: none"> 著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められたとき。
<ul style="list-style-type: none"> 地下砂ろ過型二次処理装置のろ槽 	<ul style="list-style-type: none"> 目詰まり又は水位の上昇が認められたとき。
<ul style="list-style-type: none"> 二階タンクの消化室 	<ul style="list-style-type: none"> スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30cmに達したとき。 堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30cmに達したとき。
<ul style="list-style-type: none"> 二階タンクの沈殿室 	<ul style="list-style-type: none"> スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
<ul style="list-style-type: none"> ばっ気室 	<ul style="list-style-type: none"> 30分間汚泥沈殿率がおおむね60%に達したとき。
<ul style="list-style-type: none"> 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、流路 	<ul style="list-style-type: none"> 長時間ばっ気方式 循環水路ばっ気方式 <ul style="list-style-type: none"> 混合液浮遊物質濃度がおおむね6,000mg/ℓに達したとき。
<ul style="list-style-type: none"> 標準活性汚泥方式 分注ばっ気方式 	<ul style="list-style-type: none"> 混合液浮遊物質濃度がおおむね3,000mg/ℓに達したとき。
<ul style="list-style-type: none"> 汚泥再ばっ気方式 	<ul style="list-style-type: none"> ばっ気タンク <ul style="list-style-type: none"> 混合液浮遊物質濃度がおおむね3,000mg/ℓに達したとき。
	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥再ばっ気タンク <ul style="list-style-type: none"> 混合液浮遊物質濃度がおおむね10,000mg/ℓに達したとき。
<ul style="list-style-type: none"> 汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室、接触ばっ気槽 	<ul style="list-style-type: none"> 生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき。 水流に乱れが認められたとき。 当該室内液、槽内液にはく離汚泥又は堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。
<ul style="list-style-type: none"> 回転板接触槽 	<ul style="list-style-type: none"> 生物膜が過剰肥厚して回転板の閉塞のおそれが認められたとき。 当該槽内液にはく離汚泥又は堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。

処 理 方 式 、 装 置 等	判 定 基 準
・ 変則合併処理浄化槽	・ 前置浄化槽から後置浄化槽へ流入する水の中に著しい浮遊物質の混入が認められるなど、後置浄化槽の機能に支障が生じるおそれが認められるとき。
・ 重力返送式沈殿室 重力移送式沈殿室 重力移送式沈殿槽 汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池	・ スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
・ 別置型沈殿室 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池	・ スカム及び堆積汚泥の生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカム及び堆積汚泥の引き出しの必要性が認められたとき。
・ 汚泥貯留タンク 汚泥貯留槽	・ 汚泥の貯留が所定量に達したと認められたとき。
・ 汚泥濃縮貯留タンク 汚泥濃縮貯留槽	・ スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
・ 消毒室 消毒タンク 消毒槽	・ 沈殿物が生成し、放流水に濁りが認められたとき。

2 清掃基準に係る留意事項

- i) 引き出しの後の汚泥、スカム等は、廃棄物処理法に基づいて適正に収集・運搬、処分させなければならず、清掃後引き続きし尿処理施設等へ搬入するためには、清掃業の許可の他、市町村長の一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは委託を受けなければならないこと。
- ii) 汚泥、スカム等の引き出し量は、単位装置によって全量と適正量の場合があること。
- iii) 単位装置での張り水は、洗浄水を再利用できるところと水道水等の清浄な水でなければならないところがあること。
- iv) 次に掲げるような浄化槽内で行うことが可能な作業で、収集・運搬、処分を伴わない作業は、保守点検作業の範疇に属するものであること。
 - a) 汚泥移送装置の操作によって汚泥を移送する行為。
 - b) 洗浄装置の操作によって生物膜を接触材から剥離する行為。
 - c) スクリーンかす除去装置の操作によってスクリーンから付着物を剥離する行為。
 - d) スクリーンかすを取り出し、当該浄化槽の汚泥濃縮貯留槽（タンク）又は汚泥貯留槽（タンク）に入れる行為。
- v) 清掃基準第13号は建築基準法施行令第35条第1項の規定に基づき国土交通大臣が認めた浄化槽に対応する等のために設けられているものであること。

第5 浄化槽保守点検業者及び浄化槽管理士並びに技術管理者

1 浄化槽保守点検業者

(1) 浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けるときは、浄化槽保守点検業の登録を受けていなければならないものであること。

(2) 遵守事項

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を実施した場合は、条例第8条第1項に掲げる事項を遵守するとともに、次の点に留意すること。

i) 条例規則第6条に掲げる器具は、浄化槽の保守点検をその技術上の基準に従い適正に行うのに必要最小限のものであり、通常の保守点検には、一般に表-20に掲げる器具が必要であること。

ii) 申請書記載事項の変更、廃業をした場合は、30日以内にその旨を知事に届け出ること。

iii) 浄化槽の保守点検についての助言、及び改善命令に対し、必要な措置を講ずること。

iv) 保守点検の委託を受けた浄化槽に係る保守点検の記録を3部作成し、1部を市町村に、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存すること。

なお、記録に当たっては、浄化槽保守点検記録票（参考様式17）を参考にすること。

また、条例規則第12条に定める帳簿の作成に当たっては、浄化槽保守点検業務受託簿（参考様式19）を参考にすること。

v) 報告徴収、立入検査に応じ、質問に答えること。

2 浄化槽管理士

浄化槽管理士は、「浄化槽の保守点検の業務に従事する者として」、次に掲げる「浄化槽の免状の交付を受けた者」である。（法第2条第11号）

i) 浄化槽管理士試験に合格した者。

ii) 環境大臣が指定する者が行う浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する講習（以下「浄化槽管理士講習」という。）の課程を修了した者。

iii) 浄化槽法施行の際に厚生大臣が定めた者が行う浄化槽の管理技術に関する講習会等の課程を修了し、現実に法施行の際、浄化槽の保守点検の業務に従事しており、かつ厚生大臣が指定する浄化槽の保守点検に関する講習会の課程を昭和62年6月30日までに修了した者。

（注）上記i) からiii) の者であっても法第45条第2項各号のいずれかに該当する場合は浄化槽管理士免状が交付されない場合がある。

(1) 浄化槽管理士の資格等

i) 浄化槽保守点検業者の登録に係る浄化槽管理士は、保守点検業務を自ら行い又は実地に監督すること。

ii) 浄化槽管理士は、その職務を行うときは身分証明書（条例規則別記第9号様式）を携帯すること。また、公益社団法人北海道浄化槽協会が発行する浄化槽管理士証を併せて携帯することが望ましい。

iii) 道内においては、浄化槽保守点検業の登録を受けている場合を除き、浄化槽管理士個人として浄化槽の保守点検を受託することはできないものであること。

(2) その他

浄化槽管理士試験及び浄化槽管理士講習は、財団法人日本環境整備教育センターが実施している。

表-20 浄化槽の保守点検に必要な器具の概要

<p>1 管理用器具</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 手かぎ(短・長) 2) クマデ(スクリーンかす掻き落とし用) 3) 火ばさみ 4) スカム破碎用具 5) 汚泥掻き落とし用具 6) スコップ 7) 水中ポンプ(可搬式) 8) 自吸式ポンプ(可搬式) 9) 工具一式(ペンチ、ヤスリ、モンキースパナ、スパナ、ドライバ、パイプレンチ、ハンダゴテ等) 10) オイル・グリース類 11) 油さし(注油器) 12) グリスガン 13) テスター 14) コードドラム、テーブルタップ 15) 水準器 16) 巻尺 17) ホース、ブラシ 18) ごみ袋 19) ウェス(古布) 20) 清掃用具(ほうき、ちりとり等) 21) 消毒剤 22) 消泡剤 23) 塗装用具 24) メガチェッカー 25) その他消耗品(パッキン、シールテープ、接着剤、はりがね等) 	<ol style="list-style-type: none"> 12) 照明器具(投光器、懐中電灯等) 13) 消火器 14) 医薬品、消毒剤(手、指等の消毒用) 15) 殺虫剤 16) 殺虫剤散布器 	<ul style="list-style-type: none"> ・硝酸銀溶液 ・廃液入れ ② 電極法 <ul style="list-style-type: none"> ・塩素イオンメーター一式(本体、電極、充電器、標準液、マスク剤) 9) S V <ul style="list-style-type: none"> ・メスシリンダー(1リットル) 10) M L S S <ul style="list-style-type: none"> ・M L S S計一式 11) スカム・汚泥 <ul style="list-style-type: none"> ・スカム厚測定器具 ・汚泥厚測定器具 12) 生物 <ul style="list-style-type: none"> ・顕微鏡一式(本体、スライドガラス、1mlコマゴメピペット、ピンセット) 13) 空気量 <ul style="list-style-type: none"> ・フロメーター ・接続パイプ一式 14) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・洗びん、試験管、試験管立て、暗箱、ミクロスパーテル、検査箱
<p>2 衛生・安全用具</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ガス探知器(硫化水素用・メタンガス用等) 2) 酸素濃度計 3) 漏電検知計 4) 防毒マスク 5) ホースマスク 6) ロープ 7) 安全ベルト 8) ゴム長、ゴム手袋 9) ヘルメット 10) 作業服、軍手 11) はしご、縄ばしご 	<p>3 水質・汚泥試験用器具</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 温度 <ul style="list-style-type: none"> ・温度計(カバー付き) 気温用 -10~50℃ 水温用 0~50℃ 2) 透視度 <ul style="list-style-type: none"> ・透視度計(30cm、50cm、1m) 3) p H <ol style="list-style-type: none"> ① 比色法 <ul style="list-style-type: none"> ・p H万能指示薬 ・B T B指示薬、標準管 ・P R指示薬、標準管 ・T B指示薬、標準管 ・B C P指示薬、標準管 ② 電極法 <ul style="list-style-type: none"> ・p Hメーター一式(本体、電極、充電器、標準液、電極内部液) 4) D O <ul style="list-style-type: none"> ・D Oメーター一式(本体、電極、充電器、電極内部液、亜硫酸ナトリウム、二連球) 5) 亜硝酸イオン <ul style="list-style-type: none"> ・G R試薬 6) 硝酸イオン <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸・ブルシン 7) 残留塩素 <ul style="list-style-type: none"> ・D P D試薬 ・残留塩素標準管 8) 塩素イオン <ol style="list-style-type: none"> ① 滴定法(モール法) <ul style="list-style-type: none"> ・ビューレット ・ビューレット台(クランプ付) ・磁皿又は三角フラスコ ・ガラス棒 ・メスシリンダー(50ml) ・クロム酸カリウム溶液 	<p>4 試験採取・運搬用器具</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 採水器、採水用具(ローラポンプ等) 2) ひしゃく(長・短) 3) アクリル管(生物、汚泥採取用) 4) その他生物、汚泥採取用具 5) スパーテル(生物膜剥離用) 6) 採水びん(1、2リットル等) 7) 汚泥採取用容器(100ml、500ml等) 8) バケツ(5、20リットル等) 9) 手付きビーカー 10) クーラーボックス(サンプル運搬用) 11) ポリタンク(20リットル) <p>5 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 筆記用具(マジック、ビニールテープ、ガムテープ、はさみ、カッター、定規等) 2) 記録用紙

3 技術管理者

技術管理者は「浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当」する「環境省令で定める資格を有する」者である。(法第10条第2項)

(1) 技術管理者の資格

技術管理者は、環境省関係浄化槽法施行規則第8条又は同附則第2条第2項に規定する資格を有しなければならないものであること。

(2) 技術管理者の責務

技術管理者は、浄化槽管理者の果たすべき義務の代行者として、次に掲げる事項に留意すること。

- i) 技術管理者として従事する浄化槽について、構造並びに流入する汚水の性質及び量を理解し、運転状況及び処理状況を常時把握しておくこと。
- ii) 浄化槽法のみならず関係法令を熟知し、当該浄化槽の運転に支障が生じないように、必要な手続きを理解しておくこと。

(3) 技術管理者は、保守点検及び清掃の作業の直接の実施者というより、むしろ両業務を統括する者としての性格を有するものであり、一般に次に掲げる業務を行うものであること。

- i) 浄化槽の清掃技術者、清掃業者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- ii) 浄化槽の維持管理に係る業務計画の立案を行い、業務管理を行うこと。
- iii) 浄化槽汚泥の処理・処分につき法律的、技術的知識を与えること。
- iv) 浄化槽の機能に支障を与える建築物の改造、使用用途の変更等について、必要な技術的助言を与えること。

(4) その他

- i) 技術管理者は原則として施設ごとの専従であること。
ただし、1日の作業時間内に巡回でき、かつ実質的に施設の常時管理を果たしうると認められる場合は、この限りではないこと。
- ii) 地域の実情により技術管理者の確保が極めて困難な場合にあっては、当面、浄化槽管理者が一定の指揮命令権限を確保した上で、保守点検を委託している保守点検業者の中から任命してもよいこと。

第6 浄化槽清掃業者

(1) 浄化槽管理者から浄化槽の清掃の委託を受ける者は、浄化槽清掃業の許可を要するものであること。

(2) 浄化槽清掃業の許可

- i) 浄化槽清掃業の許可は、法において市町村長の本来の権限である。
- ii) 浄化槽の清掃と当該浄化槽の清掃により引き出した浄化槽汚泥等の収集、運搬又は処分を一体的に行おうとする者は、浄化槽清掃業の許可と併せて廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物処理業の許可も必要であること。
- iii) 法第36条第2号の「役員」は、法第22条第1項第3号で定義するところによる。(Ⅲ第1参照)
- iv) 環境省令第11条第4号の規定は、浄化槽清掃業許可申請書の具備すべき要件であり、従事者の要件ではないこと。
- v) 日本環境整備教育センターが実施する「清掃技術者講習会」の課程を修了した者は、環境省令第11条第4号に定める者に該当する。
- vi) 浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設又は能力が許可の技術上の基準に適合しなくなったときは、許可の取り消し等をできるものであること。

(3) 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃の記録(参考様式18)を3部作成し、1部を市町村に、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存しなければならないものであること。

Ⅶ 浄化槽の水質に関する検査

1 指定検査機関

法第57条第1項の規定に基づく指定検査機関は、公益社団法人北海道浄化槽協会（昭和61年6月10日衛施第276号指令）である。

(1) 検査事務所

指定検査機関の検査事務所の所在地は、次のとおりである。

公益社団法人北海道浄化槽協会	札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号	☎011-823-4755
札幌検査事務所	札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号	☎011-814-6811
旭川検査事務所	旭川市永山7条3丁目1番2号	☎0166-48-7470
釧路検査事務所	釧路市文苑4丁目1番2号	☎0154-38-2373
函館検査事務所	北斗市七重浜7丁目9番14号	☎0138-49-7769
帯広検査事務所	帯広市西16条南6丁目30番23号	☎0155-41-3395

(2) 検査手数料

検査手数料は、表-21のとおりである。

表-21 浄化槽の水質に関する検査の手数料

浄化槽の処理対象人員	浄化槽法第7条の規定による検査		浄化槽法第11条の規定による検査	
	(みなし浄化槽)	浄化槽	みなし浄化槽	浄化槽
20人以下	(12,000円)	13,000円	6,000円	8,000円
21人以上 50人以下	(16,000円)	17,000円	10,000円	12,000円
51人以上100人以下	20,000円		12,000円	13,000円
101人以上300人以下	30,000円		20,000円	
301人以上500人以下	40,000円		30,000円	
501人以上	50,000円		42,000円	

(3) 検査員

浄化槽の水質に関する検査業務は、浄化槽検査に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有する検査員が実施する。

2 検査手続

浄化槽の水質に関する検査の手続きは、次のとおりである。

- ① 浄化槽管理者又は浄化槽管理者から依頼を受けた浄化槽関係業者（法第7条の検査にあつては浄化槽工事業者、法第11条の検査にあつては、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者）は、指定検査機関に浄化槽の水質に関する検査を依頼する。
また、指定検査機関も浄化槽管理者に検査の依頼を求める。
- ② 指定検査機関は、検査の日時等を調整し、これを事前に浄化槽管理者に連絡する。
- ③ 指定検査機関の検査員は、浄化槽の設置場所で当該浄化槽に関する外観検査、水質検査、書類検査を実施し、その結果及び判定を記入した検査結果書を作成し、これを浄化槽管理者に提出する。
また、検査結果書と併せて検査済証を浄化槽管理者に交付する。
- ④ 浄化槽管理者は、検査済証を見やすい場所に貼付する。



3 検査内容等

(1) 外観検査及び書類検査

外観検査及び書類検査の検査内容及び判断の目安は、表-22のとおりである。

表-22 外観検査及び書類審査の内容等

	検査内容		判断の目安
	7条検査	11条検査	
(1) 外観検査	ア. 設置状況 イ. 設備の稼働状況 ウ. 水の流れ方の状況 エ. 使用の状況 オ. 悪臭の発生状況 カ. 消毒の状況 キ. か、はえの発生状況	ア. 設置状況 イ. 設備の稼働状況 ウ. 水の流れ方の状況 エ. 使用の状況 オ. 悪臭の発生状況 カ. 消毒の状況 キ. か、はえの発生状況	明白な異常の有無を判断する。
(2) 書類検査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし適正に設置されているか否かを検査する。	保存されている保守点検及び清掃の記録並びに前回の検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かを検査する。	

(2) 水質検査

水質検査の項目、検査方法及び望ましい範囲は、表-23のとおりである。

表-23 水質検査の項目、検査方法等

項目	区分		検査方法	検査試料等	望ましい範囲
	7条	11条			
水素イオン濃度指数 (pH)	○	○	ガラス電極法 (JIS Z8802)	消毒室(槽)等に入る直前の処理水(以下「処理水」という。)	pH5.8~8.6
汚泥沈殿率 (SV)	○		メスシリンダー (1ℓ、内径約6.5cm)	ばっ気室(槽)等内の混合液	単独10~60% 合併10%以上
溶存酸素量 (DO)	○	○	溶存酸素計	ばっ気室(槽)等、接触ばっ気室(槽)等又は回転板接触室(槽)内	単独0.3mg/ℓ以上 合併1.0mg/ℓ以上
塩化物イオン濃度 (Cl ⁻)	○		硝酸銀滴定法	処理水	90~140mg/ℓ
残留塩素濃度	○	○	DPD法	消毒室等の出口における放流水	検出されること。
透視度 (Tr)	○	○	JIS K0102-9	処理水	90mg/ℓ以下 7度以上 60mg/ℓ以下 10度以上 30mg/ℓ以下 15度以上 20mg/ℓ以下 20度以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○	JIS K0102-21	処理水	処理目標水質以下

- (3) 判定基準
 検査結果の判定は、表-24を基準にして行われる。

表-24 判定基準

判 定	7 条 検 査	1 1 条 検 査
適正である。 (適正)	外観検査、水質検査及び書類検査の結果から判断し、浄化槽の設置に問題があると認められない場合をいうものであること。	外観検査、水質検査及び書類検査の結果から判断し、浄化槽の維持管理に問題があると認められない場合をいうものであること。
おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。 (おおむね適正)	外観検査、水質検査及び書類検査の結果から判断し、浄化槽の機能を維持していく上で一部改善することが望ましい場合であって、不適正と認められる場合以外のものをいうものであること。	外観検査、水質検査及び書類検査の結果から判断し、浄化槽の維持管理について一部改善することが望ましい場合であって、不適正と認められる場合以外のものをいうものであること。
不適正であり改善を要すると認められる。 (不適正)	外観検査、水質検査及び書類検査の結果から判断し、浄化槽の構造基準及び浄化槽工事の技術上の基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合をいうものであること。	外観検査、水質検査及び書類検査の結果から判断し、浄化槽の維持管理が法の保守点検及び清掃に関する規定に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合をいうものであること。